第４章　ラムチャバン工業基地の入居企業選定基準の検討

第３章でみたように、ラムチャバン工業基地への企業等の立地需要はかなり旺盛なものがあった。

ここでは、ラムチャバン工業基地への企業の選択的な導入を目的に、ＩＥＡＴが具体的に利用できる基準づくりを検討することとした。

本章と、第３章の立地期待業種とポテンシャルインベスターの検討内容との相互関係は次の図のとおりである。

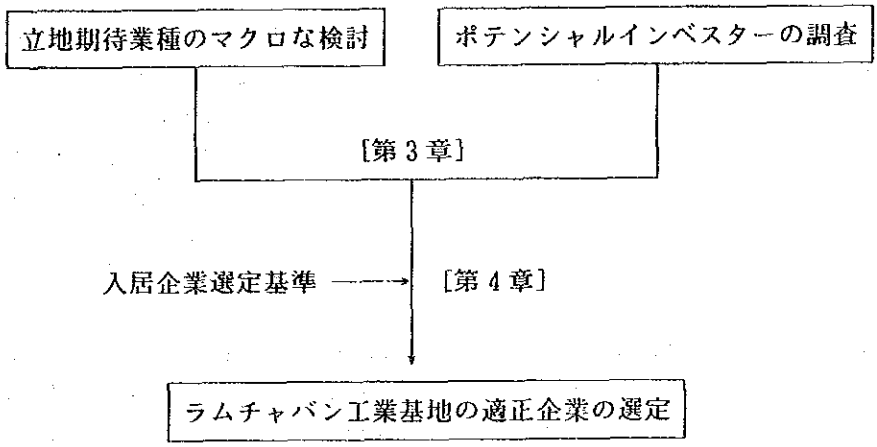

４－１　入居基準の構成と審査項目

(１)入居基準についての基本的な考え方

タイ王国には、企業選定について既に１つの基準がある。ＢＯＩが法律に基づいて行う投資奨励対象企業等の認定に関するもので、表４－１－１に示すように、認定のための要件を５つの類型に区分して設定し、また、認定を受けられない場合についても５つのケースを設定している。

ＢＯＩは、原則としてこれらの基準に基づいて、タイ王国の経済水準、技術水準からみて適当と思われる企業について投資奨励措置を認める仕組みになっている。

表4－1－1　投資奨励業種認定のための基準(クライテリア)

Criteria for Project Approval	
Necessary Conditions for Approval	Cases of Non-approval
1.The market demand for such products, commodities or services is adequate to warrant the increased production. [Growth ability]	1.Where existing commercially viable firms already produce the products, commodities, or services without BOI promotional privileges. [Equality to privileges]
2.Production cost is low enough to compete successfully with imports. [Promotion of industries substituting for import]	2.Where the Board considers that such an activity, even if it eligible for promotion, can be operated with a reasonable rate of return and no longer needs promotional benefits. [promotion for self-independence]
3.The added value is not less than 20 percent of sales revenue, unless the the production is mainly for export. [High productivity]	3.Where, except in the case of production for export, the existing production capacity is adequate to serve domestic market demand for the next two years. [Protection of existing industry]
4.The ratio of debts to registered capital/equity does not exceed 5:1. [Financial soundness]	4.Where the project would use entirely imported raw materials and the production would be mainly for domestic distribution, and the existing import duty on the product already exceeded 40 percent. [Raise of local contents]
5.Level of utilization of national resources including capital and raw materials; foreign exchange and the amount of such remittances into Thailand; the technical level; and any other factors the Board deems appropriate.	5.Where the BOI supersedes the promotion of such an activity, or considers the project inappropriate for promotional privileges.

ここで検討する基準は、ＢＯＩのものと共通する部分もあるがやや性格を異にし、ラムチャバン工業基地へ立地を希望する企業の選択的な導入という枠内に限定されたものである。

このような性格の相違を踏まえて、入居企業選定基準(以下、入居基準という)の検討においては、ＩＥＡＴの持つ諸権能との関連を十分に考慮に入れる必要があると思われる。

ＩＥＡＴは、工業団地開発に関する総合的な権能を持っているが、入居基準にかかわるものは次のとおりである。

1. 産業活動のカテゴリーとサイズ(内容と規模)に対する指定、すなわち、業種
   ・企業の選定と立地規模に関する指導等
2. 工業団地従業者の生活条件に対するスーパーバイズ(監督)
3. 工業団地内の工場の操業及びこれに関連するすべての活動及び人員について、公共の安全、健康、環境に関する法律を含む諸規則等によりコントロールすること(管理等)

入居基準の検討においては、こうしたＩＥＡＴの権能に加えて、特に次の２つのことを考慮する必要がある。

１つは工業団地の良好な管理・運営であり、もう１つはラムチャバン工業基地の開発目的にかかわるものである。

工業団地の良好な管理・運営との関連では、特に用地のロットサイズ、用水供給と排水処理の能力を考慮に入れるべきであり、また、魅力ある工業団地としての価値をそこなわないような配慮も重要である。

ラムチャバン工業基地の開発目的との関連では、その基本的な目的を確認すると、具体的には工業構造の改善を通じたタイ王国の継続的な発展のための基盤づくりであり、また、バンコク地域からの工業の分散を通じた国土のバランスのとれた発展を実現することである。

第３章ではこうした目的に対応して、ラムチャバン工業基地の立地期待業種についてマクロな検討を行ったが、入居基準の検討においても期待業種の検討結果との整合性にある程度配慮する必要がある。

なお、第３章の検討は期待業種の選定に限定されたものであるので、ラムチャバン工業基地の開発目的と関連した入居基準としては、タイ王国工業の生産性や技術の向上(技術移転への貢献など)といった要素を盛り込むべきことが適当と思われる。

(2)入居基準の構成と審査項目

これまで述べたことをまとめ、入居基準の構成を示すと図4－1－1のとおりである。

1)入居基準の構成

全体で17の審査項目からなり、17の項目は評価や審査のメカニズム、基準等の設定において異なった性格を持つ2つのグループに区分される。

1つはここでスクリーニング・クライテリアと呼ぶものであり、4つのタイプと7つの審査項目からなる。ラムチャバン工業基地の良好な管理・運営のために設定された基準である。「絶対評価」に馴染む性格のもので、具体的には必要とされる基準なり要件を満足させることができない企業等の入居を避けるために用いられるものである。

もう1つはターゲッティング・クライテリアであり、これはラムチャバン工業基地の開発目的に対応したものである。「相対評価」の方法をとり、他よりも優れたところがある企業等に高いランク、評価を与え、多くの企業等の中から望ましいものをピックアップし、優先的に導入するための基準である。

2)審査項目

①スクリーニング・クライテリア

これについては、基準の性格、内容に応じて操業要件、物理的な要件、環境要件と社会的な要件の4つのタイプに区分した。

操業要件の対象は、操業開始時期である。企業等は一定の期間内に操業を開始することが期待され、それ以降に操業が遅れる場合にはラムチャバン工業基地への入居を認めないという性格を持つ基準である。

物理的な要件は、ラムチャバン工業基地の土地利用計画及び用・排水等のユーティリティの供給能力に関連したものである。ラムチャバン工業基地では開発造成コストや土地利用の合理性などを考慮して用地利用の最小ロットが設定されており、これは尊重されるべきである。また、用・排水においても同様で、能力に応じた一定の要件が設定されるべきである。

環境要件は、1つは工業団地の景観保全・向上をねらいとした建物のデザイン等のチェックである。もう1つは環境保全であり、有害物質や高濃度の排煙などを適切な処理なしに排出するような企業等をチェックするための基準である。

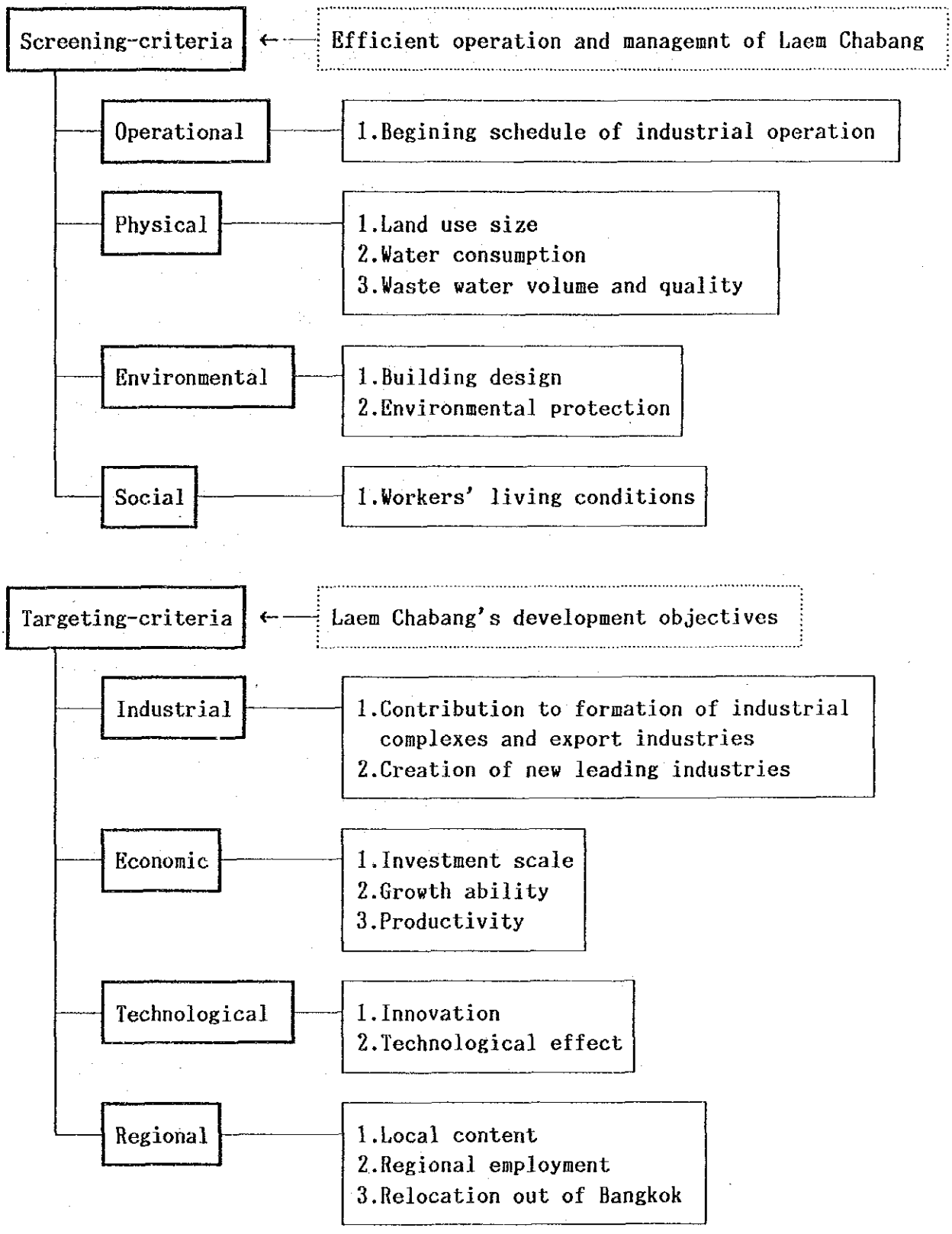

図４－１－１　入居企業等選定のための基準の構成

社会的な要件は、ＩＥＡＴの工業団地従業者に対する監督権から派生したもので、企業等はタイ王国の社会通念として受け入れられている一般的な要件を充足する必要がある。

②ターゲッティング・クライテリア

これもスクリーニング・クライテリアと同様に４つのタイプに区分され、産業基準、経済基準、技術基準と地域基準からなる。

産業基準は、タイ王国の今後の発展における企業等の役割を積極的に評価するものである。産業構造の複合化、輸出産業の振興に貢献する場合や、新しいリーディングインダストリーの形成に資する企業等に高い評価を与えるものである。

経済基準は、投資の経済効果をその規模で評価するとともに、当該産業分野の成長性や生産性についても評価しようというものである。

技術基準は、タイ王国の技術革新や技術の向上(技術移転)に着目し、最新の設備を導入する場合、また、技術者や熟練労働者を多数雇用する企業等について高い評価を与えるための基準である。

地域基準は、上記の３基準でカバーしえなかったものを対象としているが、その共通の要素は「地域性」なり「地元・国内性」である。タイ王国内で調達された原材料等を多く使用する企業等(ローカルコンテント向上への対応)や国内労働力を多く雇用する企業等を高く評価しようとするものである。また、バンコク地域からの再配置は、工業の分散促進に着目したものである。具体的には、バンコク及び周辺地域の既存工場等をスクラップし、ラムチャバン工業基地へ移転する場合(全面移転)に大きな意味を持つといえ、そうした立地を高く評価することをねらいとしたものである。

４－２　入居企業選定のための基準

ここでは、２つのクライテリアの性格に応じて審査項目、要件を設定するとともに、その運用方法を検討した。

(１)審査項目の詳細設計

１)スクリーニング・クライテリア

このクライテリアは、必要とされる要件をクリアできない企業等はラムチャバン工業基

地への入居が容易でない(入居を認めない)という性格を持つものである。

このため、その要件は定量的で明確であることが重要であり、検討結果は表４－２－１に示すとおりである。

まず操業開始時期については、各種手続きや工場建設期間等を考慮し、３年以内とした。

用地規模は２ﾗｲ以上とし、これはＩＥＡＴの経験と土地利用からみた良好な環境維持に配慮したものである。また、用水と排水はラムチャバン工業基地の供給能力との関係で用水使用量は10m3／日・ﾗｲ未満、排水量はその70%、排水の団地処理施設への受け入れ濃度は500ppm未満と設定した。これらの要件にかかわる計算式等は、表４－２－１に示すとおりである。

表４－２－２～６は、1985年の日本の工業統計から業種別の用水使用量(統計的な平均値)などを整理したもので、ここでは面積当たり(1ﾗｲ当たり)に組み換えて表示している。これによって、10m3／日・ﾗｲ未満という要件をクリアできる業種はどんなものかについて、おおよそのことを知ることができるとともに、企業等が申請してきた内容が適切であるかどうかを判断することにも役立つものと思われる。

これらのデータによれば、10m3／日・ﾗｲ未満という用水要件を満足する業種は衣服や木製品、機械工業に集中しているが、全体としてはあまり多くない。

上記の表中には用水の回収率を示してあるが、これは10m3／日・ﾗｲ以上の用水使用を申請してきた場合、ここまでは用水を回収し、補給水としてはこの程度まで下げるようにといった指導における１つの目安となるものである。

さらに建築面積比率のデータは、工場の稼働状況、工場用地の利用状況に対応した適当な用水量を判断するために役に立つものと思われる。

表４－２－１　スクリーニング・クライテリアの審査項目別の要件

Composition of Criteria		Standards to be cleared by Investors
Category	Criteria	
Operational	1.Begining schedule of industrial operation	***Within*** 3 *years* (considering specific term necessary for various procedure, construction, etc.)
Physical	1.Land use size	***Minimum size of*** 2 *rai* (based on IEAT's experience and the maintenance of a good environment for the industrial estate itself) It is possible for investors to lease the land jointly in order to clear the above standard.
	2.Water consumption	***Maximum volume of*** 10 ***m³/day per rai*** (basically dependent on the supply capacity) -derived from the following calculation 39,800(m³/day) ÷ 3,410 (rai) =11.67 ≒ 10 There seems to be cases in which increasing recycled water volume for use makes it possible to clear the above standard, otherwise investors increase the land area leased.
	3.Waste water volume	***Maximum*** 70% ***of water consumption*** (dependent on the treatment capacity) -derived from the following calculation 29,400(m³/day) ÷ 39,800(m³/day) = 0.736≒ 0.7
	quality	***Maximum*** 500 ***ppm for discharged water density*** (dependent on the oxidation ditch system's capacity) -derived from the following calculation 16,900(kg/day) ÷ 29,400(m³/day) = 574 (ppm) ≒ 500 (ppm) Pre-treatment becomes necessary where discharged water density is higher than 500 ppm.
Environmental	1.Building design — color and shape	***Not to be an unsightly design*** Investors have to explain the reason why they select the color and shape of buildings.
	— greenery distribution	***Minimum*** 20% ***of land area*** (derived from the experience in IEAT and foreign countries such as Japan) Green area comprises greenery land and sporting/recreational facility's land.
	— other visual factors	***Keeping harmony with the surrounding environment***
	2.Environmental protection — toxic substance	***Adequate treatment and disposal for such toxic substance as mercury, lead, cadmium, other heavy metals, cyanides, nitrogen oxide, sulfer oxide and so on***
Social	1.Workers' living conditions — worker's housing plan	***Having a housing plan for employee by their residential situation and wages, including utilization of Laem Chabang's housing project***

表４－２－２　工業の業種別１日当たりの用水使用量－１

（日本の工場の実績からの計算値－１ライ当たり換算）

	Daily use per rai		Recycled water / Total volume (%)	Building area/ Land area (%)
	Total volume (m³)	Daily supplied (m³)		
TOTAL	166.3	42.3	74.5	25.0
12 Food manufacturing	92.8	58.8	36.5	27.3
121 Live-stock products	50.6	46.3	8.4	20.2
122 Seafood processing	49.0	47.7	2.5	32.6
123 Canned and preserved fruit and vegetable	65.2	63.7	2.4	32.8
124 Seasonings	186.2	102.8	44.7	33.9
125 Sugar processing	184.2	106.1	42.4	10.0
126 Flour and grain mill products	13.2	8.8	33.4	37.4
127 Bakery and confectionery products	61.3	28.9	52.8	34.2
128 Animal and vegetable oils and fats	316.4	62.3	80.3	25.5
129 Miscellaneous food and related products	81.2	68.8	15.2	32.1
13 Beverage feed and tobacco	63.8	39.1	38.6	32.6
131 Soft drinks and carbonated water	61.3	58.4	4.6	30.7
132 Alcoholic beverage	65.0	43.2	33.5	31.1
133 Tea and coffee	578.4	31.5	94.5	35.4
134 Manufactured ice	80.1	80.1	0.0	50.5
135 Prepared animal feeds and organic fertilizers	19.0	16.6	12.8	31.8
136 Tobacco manufactures	15.8	15.1	4.4	41.2
14 Textile mills products	92.4	73.2	20.8	37.8
141 Silk reeling plants	33.4	32.2	3.4	32.0
142 Spinning mills	114.8	73.6	35.8	37.7
143 Twisting and bulky yarns	56.2	49.7	11.5	37.3
144 Woven fabric mills	66.4	54.0	18.7	38.4
145 Knitting mills	32.6	32.2	1.0	33.8
146 Dyed and finished textiles	184.2	169.9	7.7	43.6
147 Ropes and nettings	7.6	7.6	0.0	37.9
148 Lace and other textile goods	13.0	13.0	0.0	21.7
149 Miscellaneous textile mills products	38.8	31.8	18.0	36.0
15 Apparel and other finished products	7.3	7.3	3.3	33.6
151 Outer garment except japanese style	7.4	7.4	0.2	32.4
152 White shirts and underwear	5.6	5.6	0.0	29.5
153 Hats	13.2	13.2	0.0	53.0
154 Fur apparel and apparel accessories	11.1	11.1	0.0	42.6
155 Miscellaneous textile, apparel, etc.	7.6	7.6	0.0	34.7
159 Miscellaneous fabricated textile products	8.0	6.8	14.4	39.5
16 Lumber and wood products except furniture	5.3	4.5	14.4	24.7
161 Sawing and planing mills and wood products	2.6	2.5	3.0	18.8
162 Plywood and prefab-wood products	7.7	6.4	16.2	29.9
163 Wooden containers	2.4	2.4	4.3	29.8
164 Wooden footwear	x	x	x	x
169 Miscellaneous wood products	x	x	x	x

Source: Report of the 1985 Japan Industrial Survey (Establishment more than 30 persons)

表４－２－３　工業の業種別１日当たりの用水使用量－２

（日本の工場の実績からの計算値－１ライ当たり換算）

	Daily use per rai		Recycled water / Total volume (%)	Building area / Land area (%)
	Total volume (㎥)	Daily supplied (㎥)		
17 Furniture and fixtures	4.8	4.5	6.3	32.7
171 Furniture	4.6	4.2	7.3	32.2
172 Furniture for religious purposes	6.0	6.0	0.0	37.2
173 Sliding doors and screens	4.7	4.7	0.0	37.4
179 Miscellaneous furniture and fixtures	8.2	8.1	1.6	36.4
18 Pulp paper and paper products	455.6	264.9	41.8	26.3
181 Pulp	427.8	314.0	26.5	10.1
182 Paper	721.5	405.0	43.8	20.6
183 Coated and glazed paper	76.9	64.5	16.1	28.6
184 Paper products	5.1	5.1	1.2	38.2
185 Paper containers	9.3	9.0	2.6	42.0
189 Other paper and paper worked products	209.2	152.1	27.2	34.9
19 Publishing printing and allies industries	39.2	21.4	44.6	44.2
191 Newspaper industry	243.5	58.0	76.0	48.6
192 Publishing industry	20.7	17.4	17.6	50.3
193 Printing except mimeograph printing	25.1	18.9	24.2	42.9
194 Plate making for printing	37.3	37.3	0.0	47.7
195 Book-binding and printed matters	6.5	6.5	0.1	49.9
199 Service industries related to printing trade	x	x	x	x
20 Chemical and allied products	436.0	86.4	80.1	15.6
201 Chemical fertilizers	275.1	100.7	63.3	22.5
202 Industrial inorganic chemicals	235.8	76.6	67.5	14.6
203 Industrial organic chemicals	681.1	86.5	87.3	12.0
204 Chemical fibres	466.2	210.8	54.7	23.6
205 Soaps detergents, paints, etc.	117.5	29.1	75.2	22.9
206 Drugs and medicines	160.8	50.6	68.5	16.3
209 Miscellaneous chemical and allied products	130.0	50.0	61.5	18.3
21 Petroleum and coal products	159.4	22.0	86.2	2.7
211 Petroleum refining	167.9	21.8	87.0	2.1
212 Lubricating oils and greases	13.8	7.7	43.7	20.2
213 Coke	107.0	29.3	72.6	4.5
214 Briquettes and briquette balls	4.5	4.5	0.0	51.8
215 Paving materials	32.6	31.9	2.2	21.1
219 Miscellaneous petroleum and coal products	66.3	6.5	90.1	7.2
22 Plastic products not elsewhere classified	83.9	33.7	59.8	30.4
221 Plastic plates, bars, pipes, tubes, etc.	157.9	41.4	73.7	31.3
222 Plastic films, etc.	95.7	42.8	55.3	28.3
223 Industrial plastic products	57.6	25.8	55.2	31.8
224 Foamed and reinforced plastic products	35.3	26.5	24.7	30.1
225 Compounding plastic materials	117.9	31.6	73.1	24.8
229 Miscellaneous plastic products	67.1	29.5	55.9	33.0

Source:Report of the 1985 Japan Industrial Survey (Establishment more than 30 persons)

表４－２－４　工業の業種別１日当たりの用水使用量－３

（日本の工場の実績からの計算値－１ライ当たり換算）

	Daily use per rai		Recycled water / Total volume (%)	Building area/ Land area (%)
	Total volume (㎥)	Daily supplied (㎥)		
23 Rubber products	110.5	29.3	73.4	36.4
231 Tyres and inner tubes	149.0	31.6	78.7	38.3
232 Rubber and plastic footwear	26.7	24.8	7.3	38.3
233 Industrial rubber products	104.4	27.2	73.8	35.7
239 Miscellaneous rubber products	62.5	32.7	47.5	29.8
24 Leather tanning and products and fur skins	25.3	23.8	5.1	32.7
241 Leather tanning and finishing	65.2	63.7	2.2	40.2
242 Mechanical leather products	x	x	x	x
243 Boot and shoe cut stock and findings	5.8	5.8	0.0	34.8
244 Leather footwear	10.1	8.0	20.6	29.8
245 Leather gloves and mittens	1.6	1.6	0.0	36.3
246 Luggage	4.0	3.7	9.5	23.1
247 Handbags and small leather goods	5.4	5.4	0.0	28.9
248 Fur skins	51.5	51.5	0.0	45.5
249 Miscellaneous leather products	x	x	x	x
25 Ceramic stone and clay products	49.7	14.2	71.4	19.4
251 Glass and its products	167.6	32.9	80.3	32.4
252 Cement and its products	42.0	11.0	73.8	12.7
253 Structural clay products	3.1	3.0	7.2	30.1
254 Pottery and related products	13.4	9.2	31.0	39.3
255 Clay refractories	36.2	12.8	64.7	29.9
256 Carbon and graphite products	35.9	16.5	53.9	20.2
257 Abrasive products	40.1	17.0	57.6	15.2
258 Aggregate and stone products	28.6	11.6	59.4	9.4
259 Other ceramic stone and clay products	41.5	20.0	51.8	22.3
26 Iron and steel	331.8	34.0	89.7	21.1
261 Iron industries with blast furnaces	405.0	37.5	90.7	16.7
262 Iron smelting without blast furnaces	170.0	48.5	71.4	12.1
263 Steel with rolling facilities	475.2	38.0	92.0	25.5
264 Steel materials and rolling mills	112.6	26.2	76.7	33.3
265 Coated steel	80.3	31.4	60.8	38.6
266 Steel forgings and casting	66.6	16.5	75.2	27.8
267 Iron castings	46.9	16.3	65.1	32.7
269 Miscellaneous iron and steel	14.8	4.8	67.6	32.8

Source:Report of the 1985 Japan Industrial Survey (Establishment more than 30 persons)

表４－２－５　工業の業種別１日当たりの用水使用量－４

（日本の工場の実績からの計算値－１ライ当たり換算）

	Daily use per rai		Recycled water / Total volume (%)	Building area/ Land area (%)
	Total volume (m³)	Daily supplied (m³)		
27 Non-ferrous metals and products	110.1	32.7	70.3	22.0
271 Primary non-ferrous metals smelting	86.5	39.2	54.6	12.4
272 Secondary non-ferrous metals smelting	99.3	20.0	79.8	20.1
273 Non-ferrous metals rolling mills	174.9	43.3	75.2	30.8
274 Non-ferrous foundries	35.3	13.9	60.2	31.5
275 Electric wire and cable	85.1	19.3	77.3	31.7
279 Miscellaneous non-ferrous metal products	215.2	36.4	83.0	17.3
28 Fabricated metal products	27.5	14.1	48.8	33.7
281 Tin cans and other plated sheet products	12.7	12.4	3.2	46.8
282 Tableware, cutlery hand tools, etc.	12.4	9.8	20.8	33.1
283 Heating apparatus and plumbing supplies	12.5	9.3	25.0	33.8
284 Fabricated metal products	29.1	11.6	59.9	31.5
285 Stamped and pressed products	32.7	16.3	50.2	36.6
286 Powder metallurgy, plating and heat treating	58.5	36.2	37.8	36.9
287 Fabricated wire products	18.2	17.7	2.6	39.9
288 Bolts, nuts, rivets screws and wood screws	19.1	14.7	23.1	40.3
289 Miscellaneous fabricated metal products	14.9	12.3	16.9	33.9
29 General machinery	23.2	8.6	62.6	31.2
291 Boilers,engines and turbines	59.2	15.4	74.0	32.2
292 Agricultural machinery and equipment	21.6	8.1	62.5	36.4
293 Construction and mining machine	16.6	6.7	59.9	27.2
294 Metal working machinery	20.9	8.5	58.9	32.0
295 Textile machinery	12.9	11.6	9.8	38.0
296 Special industry machinery	11.7	7.8	33.0	32.9
297 General industry machinery and equipment	18.5	5.4	70.3	29.5
298 Office equipment and household machines	26.3	9.9	62.1	31.2
299 Miscellaneous machinery and machine parts	24.3	11.6	52.2	32.7
30 Electrical machinery equipment and supplies	61.9	19.3	68.6	28.7
301 Electrical generator, etc.	20.2	9.4	53.5	30.6
302 Household electric appliances	45.3	23.7	47.4	35.5
303 Electric bulbs and lighting fixtures	37.9	13.0	65.5	31.7
304 Communication equipment and related products	24.0	10.7	54.9	28.9
305 Computer equipment and accessories	107.9	14.6	86.4	26.2
306 Electronic equipment	35.4	11.6	67.3	29.3
307 Electric measuring instruments	8.4	8.2	2.1	25.2
308 Various electronic parts	128.7	36.1	71.8	25.7
309 Other electrical machinery	60.5	23.5	61.0	25.9

Source:Report of the 1985 Japan Industrial Survey (Establishment more than 30 persons)

表４－２－６　工業の業種別１日当たりの用水使用量－５

（日本の工場の実績からの計算値－１ライ当たり換算）

	Daily use per rai		Recycled water / Total volume (%)	Building area / Land area (%)
	Total volume (㎥)	Daily supplied (㎥)		
31 Transportation equipment	123.8	10.6	91.4	29.9
311 Motor vehicles, parts and accessories	170.7	12.7	92.5	32.9
312 Railroad equipment and parts	31.4	4.9	84.2	42.0
313 Bicycles and parts	16.8	13.6	19.6	40.0
314 Ship building and repair and marine engine	7.6	4.6	39.3	20.8
315 Aircraft and parts	15.4	7.5	51.2	18.8
319 Miscellaneous transportation equipment	9.4	5.3	43.4	32.1
32 Precision instruments and machinery	28.1	17.4	37.7	28.1
321 Measuring instruments, etc.	25.4	11.0	56.4	33.2
322 Surveying instruments	13.4	13.4	0.0	21.7
323 Medical instruments and apparatus	50.7	28.5	43.5	27.6
324 Physical and chemical instruments	2.7	2.7	0.0	32.8
325 Optical instruments and lenses	19.6	16.1	17.7	25.4
326 Ophthalmic goods including frames	40.5	26.9	33.8	29.4
327 Watches, clocks and parts	26.1	16.7	35.7	27.4
33 Ordnance	1.0	1.0	0.4	2.4
34 Miscellaneous manufacturing industries	28.4	12.0	57.4	30.1
341 Precious metal products	17.2	17.2	0.0	30.2
342 Musical instruments and phonograph records	56.8	24.7	56.5	37.7
343 Toys and sporting goods	8.4	7.9	6.6	28.4
344 Pens, pencils and stationery	18.9	11.3	40.3	29.5
345 Costume jewellery, etc.	17.7	12.6	28.9	33.8
346 Lacquer ware	3.4	3.4	0.4	31.9
348 Other manufacturing 1	13.1	10.2	21.7	27.9
349 Other manufacturing 2	45.6	10.2	77.3	27.3

Source:Report of the 1985 Japan Industrial Survey (Establishment more than 30 persons)

このほか建物のデザインについては、その色彩や形状が適当であればよいこととし、緑地はＩＥＡＴの経験や日本の例に照らして用地の20%以上、その他周囲の環境と調和することを要件とした。また、環境保全対策は有害物質の適切な処理・処分が要件である。

従業者の生活条件に対する配慮については、企業が従業員の居住状況や賃金水準に応じた適切な住宅計画を持つことが要件である。なお、この住宅計画については、企業が独自に住宅の手当を行うだけでなく、ラムチャバンに整備される住宅を利用することでもって対応することも可能であり、望まれるところである。

2)ターゲッティング・クライテリア

このクライテリアにおける審査項目の設計は、クリアすべき要件を設定することが目的ではなく、ラムチャバン工業基地へ優先的に導入すべき企業等を選定するための基準づくりが目的である。

①産業基準

ア．産業構造複合化への貢献

この基準は第3章のターゲットインダストリー(期待業種)の検討結果と緊密な関係を持たせ、次の産業分野への投資に対して高い評価(プライオリティ)を与えるものとした。

基礎資材産業－製鋼圧延、銅等の非鉄圧延

機械組立産業－コピーマシン

－パソコン、ディスクドライブやプリンター等の関連装置・機器

－ファクシミリ等の通信機器

－農業機械及びその他機械

機械部品等　－自動車等の機械部品及び電子部品

－精密機械加工、金型・治工具、熱処理、電気メッキなどのサポーティングインダストリー

－エンジニアリングプラスチック等のプラスチック成形

資源活用産業－農林水産加工

輸出志向産業－輸出比率の高い産業

なお、これらの産業のすべてに同一の評価、ランクを賦与するのではなく、ここではタイ王国の産業政策と工業集積形成のあり方、工業の立地需要などを考慮し、資源活用産業と金型を高いランクとし、次いで機械組立と部品等の産業、その他の産業の順とした。

イ．新しいリーディング産業の形成への貢献

これは上記の産業分野への投資について、既存の集積が皆無か乏しい場合に、新しいリーディング産業の形成への貢献大としてのプラスαの評価をしようというものである。具体的には、当該産業分野にかかわる既存工場の数によって、評価のランクを設定することとした。

②経済基準

ア．投資規模

これは企業等の投資規模について、タイ王国工業統計の平均的な投資規模を基準としつつ、ランクの設定を行うこととした。

具体的には1984年の実績によれば、１事業所平均の建物・設備・機械に対する投資残高は全産業で約45百万バーツであるので、これらの償却率を50%とみて、かつ、物価の上昇なども加味して当初の投資額を約１億バーツとし、これをおおよその平均的なランクとする考え方をとった。

イ．成長率

タイ王国の第６次計画における目標成長率(年率約５%)を基準とし、それが平均的なランクとなるようなランク、評価構成を考えた。

ウ．生産性

これは投資規模と同様に、タイ王国工業統計による全産業平均の付加価値率を考え、ここでは、付加価値額から賃金を控除した額／工業出荷額(1984年、27.8%)をとった。その理由は、あまりに労働集約性の高い業種を除外し、機械装備などを中心とした生産性指標とすることがここでの評価の目的により合致するためである。(表４－２－７～１１)

表４－２－７　タイ王国工業の２つのタイプの付加価値率(1984年)－１

[Classification in four figures of code NO.]

[Remark:Value added B = Value added − Wages and salaries]

Code	Types of Industry	Value added ratio to Value of gross output	
		A (%)	B (%)
	Total	35.6	27.8
～3121	Food products	26.5	20.8
～3142	Beverage, feed and tobacco products	59.7	53.2
321	Textile and its products	31.4	18.6
322	Apprarel and other texitile finished procducts	30.3	12.6
323	Leather tanning and its products	78.4	76.1
331	Lumber and wood products	31.7	19.0
332	Wooden furniture and fixtures	45.6	30.6
341	Pulp, paper and paper products	38.4	29.8
342	Publishing, printing and allied industries	49.6	31.3
351～2	Chemicals and allied products	31.9	22.4
353	Petroleum refineries	7.1	5.8
355	Rubber products	33.9	24.7
356	Plastic products	28.8	24.5
361～9	Ceramic, stone and clay products	47.7	36.9
371	Iron and steel	35.2	26.2
372	Non-ferrous metals and products	33.5	20.6
381	Fabricated metal products	27.1	19.1
382	General machinery	28.7	19.1
383	Electrical machinery, equipment and supplies	29.6	23.7
384	Transportation equipment	39.7	31.0
385	Precision instruments and machinery	74.7	29.6
390	Miscellaneous manufacturing industries	34.2	21.9

Source:Report of the 1985 Industrial Survey (Establishment more than 20 persons)

表４－２－８　タイ王国工業の２つのタイプの付加価値率(1984年)－２

[Classification in four figures of code NO.]
[Remark:Value added B = Value added − Wages and salaries]

Code	Types of industry	Value added ratio to Value of gross output	
		A (%)	B (%)
TOTAL		35.6	27.8
31111	Slaughtering	20.6	12.1
31119	Other meat products	81.6	76.8
31121	Dairies	30.8	24.3
31122	Milk factories	32.8	26.7
31123	Ice-cream	57.1	40.7
31131	Canning of fruit and vegetables	50.7	35.8
31132	Soy sauce and soy curds	D	D
31139	Fruit and vegetables products	43.9	34.5
31141	Canning of fish	22.0	15.6
31142	Fish sauce	47.7	39.3
31149	Other sea foods products	20.9	11.8
31151	Oils and fats	16.2	13.1
31161	Rice mills	22.8	18.0
31162	Drying of maize	D	D
31164	Tapioca mills	15.1	12.7
31171	Bakeries	48.0	29.3
31172	Biscuits	31.1	27.4
31173	Noodles and similar products	29.9	12.8
31181	Sugar factories	32.9	26.7
31190	Confectionery	20.7	14.1
31212	Manufactured ice	27.4	18.0
31219	Other food products	44.5	37.4
31220	Prepared animal feeds	20.0	17.9
31310	Distilling, rectifying and blending spirits	79.4	72.3
31340	Soft drinks and carbonated waters	75.2	62.4
31411	Tobacco curing	42.9	20.6
31420	Tobacco products	78.6	72.3

Source:Report of the 1985 Industrial Survey (Establishment more than 20 persons)

表４－２－９　タイ王国工業の２つのタイプの付加価値率(1984年)－３

[Classification in four figures of code NO.]
[Remark:Value added B = Value added - Wages and salaries]

Code	Types of industry	Value added ratio to Value of gross output	
		A (%)	B (%)
32111	Silk reeling	D	D
32112	Cotton ginning	3.5	2.1
32113	Spinning of cotton and man-made fibres	33.0	23.9
32114	Silk weaving	52.4	32.3
32115	Weaving of cotton and man-made fibres	31.2	18.6
32116	Jute mills	38.0	20.8
32117	Textile printing	36.2	21.9
32118	Textile finishing	15.1	7.3
32119	Otherspinning and weaving	39.2	26.3
32120	Made-up textile goods	40.1	18.1
32130	Knitting mills	28.4	14.0
32150	Cordage, rope and twine	38.9	22.7
32201	Men's and boys' clothes	27.6	8.7
32202	Women's, girls' and infants clothes	43.1	26.7
32203	Headgear	52.6	27.5
32209	Other wearing apparel and accessories	29.0	11.1
32310	Tanneries, leather finishing, fur dressing	83.6	82.3
32330	Leather and leather substitutes products	37.3	26.6
33111	Sawmills and planing mills	30.3	18.9
33112	Veneer, plywood and veneered panel	32.5	18.5
33120	Wooden and cane containers, etc.	70.1	52.9
33201	Wood furniture, fixture and flooring	45.3	31.1
33202	Rattan furniture	51.3	21.6
34111	Pulp, paper and paperboard by machine	37.4	31.0
34120	Containers and boxes of paper and paperboard	33.7	15.3
34190	Pulp, paper and paperboard articles	42.7	33.7
34201	Printing and publishing of newspaper	58.6	31.2
34204	Printing other printed matters than newspapers	61.3	41.2
34207	Printing	32.4	21.2

Source:Report of the 1985 Industrial Survey (Establishment more than 20 persons)

表4－2－10　タイ王国工業の2つのタイプの付加価値率(1984年)－4

[Classification in four figures of code NO.]
[Remark:Value added B = Value added － Wages and salaries]

Code	Types of industry	Value added ratio to Value of gross output	
		A (%)	B (%)
35111	Basic industrial chemicals	29.8	23.1
35112	Charcoal	72.3	49.8
35120	Fertilizers and pesticides	25.4	18.8
35130	Synthetic resins, plastic materials and artficial fibres	28.5	25.8
35210	Paints, varnishes and lacquers	42.2	34.7
35220	Drugs and medicine	34.6	16.4
35231	Soap and cleaning preparation	38.3	32.4
35292	Glues	29.7	24.0
35294	Matches	42.3	24.8
35299	Other chemical products	27.7	18.4
35300	Petroleum refineries	7.1	5.8
35510	Tyre and tube industries	39.8	29.1
35591	Rubber sheets and block rubber	13.5	10.9
35592	Rubber footwear	39.1	19.5
35599	Other rubber products	28.0	23.2
35601	Plastic containers	20.2	12.1
35609	Other plastic products	28.9	24.6
36100	Pottery	52.4	24.4
36200	Glass and glass products	39.2	21.1
36910	Structural clay products	65.1	23.7
36921	Cement	54.5	46.2
36922	Lime and plaster	70.1	51.9
36991	Concrete products	33.1	22.8
36992	Asbestos-cement products	35.7	22.3
36999	Other non-metallic mineral products	56.1	37.4
37110	Iron and steel works and rolling mills	34.9	26.3
37120	Iron and steel foundries	38.6	25.8
37200	Non-ferrous metal basic industries	33.5	20.6

Source:Report of the 1985 Industrial Survey (Establishment more than 20 persons)

表4－2－11　タイ王国工業の2つのタイプの付加価値率(1984年)－5

[Classification in four figures of code NO.]
[Remark:Value added B = Value added − Wages and salaries]

Code	Types of industry	Value added ratio to Value of gross output	
		A (%)	B (%)
38110	Cutlery, hand tools and general hardware	47.4	30.7
38120	Furniture and fixture primarily of metal	44.5	35.2
38130	Structural metal products	28.2	18.0
38191	Metal cans and shipping containers	28.8	20.1
38192	Wire and wire products	16.4	11.1
38198	Coating, engraving and allied services	14.0	10.8
38199	Other fabricated metal products	35.1	23.6
38220	Agricultural machinery and equipment	41.9	23.6
38240	Special industrial machinery and equipment	50.0	35.4
38292	Airconditioning machines	24.5	16.4
38298	Repair shops	54.4	38.6
38299	Other machinery except electrical	36.4	13.5
38310	Electrical industrial machinery and apparatus	42.3	36.3
38320	Radio, television and communication equipment and apparatus	30.7	20.8
38330	Electrical appliances and housewares	15.6	12.1
38392	Electric accumulators and batteries	41.9	29.4
38393	Electrical lamps	51.4	33.1
38399	Other electrical apparatus and supplies	30.2	25.1
38411	Building and repairing of steel ships	49.1	30.5
38412	Building and repairing of wooden boats	44.4	14.7
38419	Other shipbuilding and repairing	26.6	12.5
38431	Assembly of automobiles	50.9	35.7
38432	Motor vehicle bodies	21.5	10.5
38439	Other motor vehicle industries	34.9	28.0
38440	Motorcycles, tricycles and bicycles	33.2	29.5
38500	Precision instruments and machinery	74.7	29.6
39011	Cutting and polishing of gem stones	11.8	5.6
39012	Jewellery	10.5	6.1
39013	Silverware and nielloware	30.1	7.1
39030	Sporting and athletic goods	24.6	16.7
39090	Industries not eleswhere classified	51.5	34.9

Source:Report of the 1985 Industrial Survey (Establishment more than 20 persons)

③技術基準

ア．イノベーション(技術革新)

これについては定量的な基準の設定が困難であるので、当該産業分野において最も進んだ技術(設備)を導入した場合に、最も高いランク評価を行うように基準を設計した。

イ．技術効果(技術移転、人材育成効果)

タイ王国の工業技術の発展のためには、技術者等の育成が最重要課題であるので、技術者又は熟練労働力を雇用する比率が高い企業(将来の自社での育成を含む)を持つ企業に対して高い評価を与えることとし、タイ王国の現状を考慮して、その比率が全従業者数の10%以上の場合を最高のランクとした。

④地域効果

ア．ローカルコンテント

工業構造の複合化からみても重要なものであり、ＭＯＩやＢＯＩなどのタイ王国の産業政策を考慮し、ここでは国内原材料調達率が75%以上の場合を最高ランクとした。

イ．地元雇用

これは特にラムチャバン周辺からの雇用に重点をおき、従業者の95%以上が地元からの採用の場合を最高ランクとした。

ウ．バンコク地域からの再配置

バンコク地域の既存工場を全面的にスクラップし、ラムチャバン工業基地に新たな工場を建設する場合を最高ランクとした。

このターゲッティング・クライテリアの機能を考慮すると、企業間で格差がでるように項目とスタンダードを設定する必要があり、ここでは「評点法」を採用した。

評点法は、異なる性格の評価項目についてウェイトづけとランクづけを行い、総合点数を求めて評価する方法である。

評価項目のウェイトづけについては、その項目が工業導入効果からみて大きいか小さいかの相対比較、基準自体の性格(企業の立地申請書の記載内容でカバーできず、客観的な

統計データ等に照らして評価する項目について、大きなウェイトを与えすぎると評価がゆがみやすいこと)を考慮し、ウェイト合計が10.0になるように配分した。

ランクづけについては、既にその内容の一部については述べたが、最高評点(ランク)を10点とし、5つのランクを設定した。したがって、ウェイト×ランク評点で最高総合評価点数は１００点となり、この結果は表４－２－12に示すとおりである。

なお、ランクの中央値(評点６)については、それぞれの項目の性格によるが定量的なものはタイ王国工業統計の平均値や輸出振興、投資奨励などの関連政策の考え方、その他のデータによって設定したことは既に述べたとおりである。

また、ランクの２点、４点に空欄がある項目は、中央値を産業全体のアベレージとみた場合、６点までの評点があれば評価の目的は達成されるためである。すなわち、あえて低い評点をつけることによって、平均的な産業や投資家が不当に低い扱いを受けることを避けることに留意したものである。

以上のとおりであるが、ターゲッテイィグ・クライテリアに対する理解を容易にするため、表４－２－13に評価例を示した。

ここでは仮にＡ社、Ｂ社とし、評価項目ごとの内容に応じた評点×当該項目のウェイトの合計値によって総合点数を求めた。機械組立を行うＡ社の場合はトータル69点、農林水産加工のＢ社の場合は76点となっている。

(２)入居企業選定基準の運用

入居企業選定基準の審査項目や評価項目は、できるだけＩＥＡＴへの立地申請書でカバーできることが望ましい。

表４－２－14は、ＤＩＷ(工場局)の工場登録申請書、日本の筑波、鹿島(茨城県)の工業団地立地申請書の記載項目とＩＥＡＴのものを比較したものであるが、ＩＥＡＴの申請書はかなりの項目をカバーしている。しかしながら、建物のデザイン、環境保全対策、地域雇用、住宅計画等はカバーしておらず、今後は追加すべきと思われる。

一方、項目データのすべてを立地申請書でカバーすることにも限界があるので、表４－２－15に示すようにターゲッティング・クライテリアの一部については、客観的な統計データを評価のためのデータとして採用することも必要と思われる。

なお、以上の立地申請書記載項目の拡充のほか、クライテリアの運用については次のことに配慮することが期待される。

表4－2－12　ターゲッティング・クライテリアの評価シート

Division	Criteria	Weight for Evaluation	Evaluation Base Point				
			10	8	6	4	2
Industrial	1. Contribution to :formatin of industrial complex ■Standard Item Category of industry	1．0	Agro-based Mold/die, etc.	Assembly Parts Component Basic raw material	Others	－	－
	:export industry development ■Standard Item Ratio:Export／Gross output	0．5	61%～	41～60%	21～40%	1～20%	0%
	2. Creation of new leading industry ■Standard Item Number of existing factories in the same type of designated industry	1．0	0～3	4～6	7～12	13～20	20～
Economic	1. Investment scale ■Standard Items Amount of investment for building, equipment and machinery	1．0	501～ Mill.baht	201～500 Mill.baht	101～200 Mill.baht	51～100 Mill.baht	～50 Mill.baht
	2. Growth ability ■Standard Item Production growth rate／year in the long range	0．5	7%～	5～6%	4%	3%	～2%
	3. Productivity ■Standard Item Ratio:Value added excluding wages ／Gross output	0．5	41%～	31～40%	26～30%	21～26%	～20%
Technologica	1. Innovation ■Standard Item Level of technology	1．0	Most advanced	Moderate advanced	Other		
	2. Tecnological effect ■Standard Item Ratio:Engineer and skilled labor／Total employment	1．5	10%～	7～10%	5～6%	3～4%	～2%
Regional	1. Local content ■Standard Item Ratio:Locally originated raw material／Total input	1．5	75%～	61～74%	41～60%	21～40%	～20%
	2. Regional employment ■Standard Item Ratio:Locally employed persons／Total employment	0．5	95%～	91～94%	81～90%	71～80%	～60%
	3. Relocation out of Bangkok ■Standard Item Location pattern relating to existing factory in Bangkok Area	1．0	Scrap & build	Expansion	Other		

表4－2－13　ターゲッティング・クライテリアにおける評価例

(1) Example of "A" company

Standard Items for Criteria	I : Evaluation Point		II Weight for Evaluation	I × II Points Marked
	"A" company's factory operation plan	Point		
I-1-1 Category of industry	Machinery assembly	8	1.0	8.0
I-1-2 Export-ratio	75%	10	0.5	5.0
I-2 Number of exisiting factories	15	4	1.0	4.0
E-1 Amount of investment	400 Mill. Baht	8	1.0	8.0
E-2 Growth ability (rate)	5%	8	0.5	4.0
E-3 Productivity	28.2%	6	0.5	3.0
T-1 Innovation=Level of technology	Other	6	1.0	6.0
T-2 Engineer/skilled labor ratio	3.5%	4	1.5	6.0
R-1 Local content	65%	8	1.5	12.0
R-2 Local employment ratio	95%	10	0.5	5.0
R-3 Location pattern	Expansion	8	1.0	8.0
TOTAL POINT				69.0

(2) Example of "B" company

Standard Items for Criteria	I : Evaluation Point		II Weight for Evaluation	I × II Points Marked
	"B" company's factory operation plan	Point		
I-1-1 Category of industry	Agro-based	10	1.0	10.0
I-1-2 Export-ratio	40%	6	0.5	3.0
I-2 Number of exisiting factories	30	2	1.0	2.0
E-1 Amount of investment	150 Mill. Baht	6	1.0	6.0
E-2 Growth ability (rate)	7%	10	0.5	5.0
E-3 Productivity	38.5%	8	0.5	4.0
T-1 Innovation=Level of technology	Moderate advanced	8	1.0	8.0
T-2 Engineer/skilled labor ratio	6%	6	1.5	9.0
R-1 Local content	80%	10	1.5	15.0
R-2 Local employment ratio	93%	8	0.5	4.0
R-3 Location pattern	Scrap & build	10	1.0	10.0
TOTAL POINT				76.0

1. スクリーニング・クライテリアについては、弾力的な運用が肝要である。特に用水関係については、企業の立地状況と用水供給能力等の関係に常に配慮し、余裕水量に応じた基準の設定が必要と思われる。
2. ターゲッティング・クライテリアについては、評価項目間のウェイトづけに配慮する必要がある。ラムチャバン工業基地への企業立地が進むに従い、経済社会的な環境や政策の重点にも変化があると見込まれる。一方、工業団地としては企業立地を円滑に進めることも無視できず、したがって項目間のウェイトづけについては柔軟な変更も必要と思われる。

   また、ローカルコンテントの適用に当たっては、段階的に引きあげるケースもあるので、その計画の提出を求め、この比率が上がっていくよう誘導していくことも必要である。
3. ターゲッティング・クライテリアは、企業導入の優先順位をつけるためのものであるので、企業サイドからみた場合には、プライオリティに対応した優遇措置などとも期待したいところである。すなわち、評価に見合ったインセンティブ等の措置を講じることが期待される。
4. ターゲッテイング・クライテリアの項目は、企業選定にかかわるすべての項目をカバーし得るものではない。したがって、項目に盛られてない他の要素も加味・考慮して企業の選定を行うことが望ましいといえる。

表4－2－14　立地申請書記載項目の比較表

Application Items	Application to				Remarks
	IEAT	DIW	TUKUBA	KASIMA	
1.Identification of applicant					1.IEAT Industrial Estate Authority of Thailand 2.DIW Department of Industrial Works (Ministry of Industry) 3.TUKUBA and KASIMA Industrial estates developed in Ibaraki Prefeture of Japan. 4.Symbol■ It is distributed where the apllication form covers items listed on the left side.
1－1 Name, address, type of applicant, etc.	■	■	■	■	
1－2 Copies of relevant certification	■	■	■	■	
1－3 Profiles of existing operations			■	■	
1－4 Sales, profit and net income			■	■	
1－5 Tax payment			■	■	
2.Land, building and machine installation					
2－1 Place, zone, and area	■	■	■	■	
2－2 Pattern of site reservation	■				
2－3 Land use plan		■	■		
2－4 Building characteristics		■			
2－5 Machine installation		■			
3.Details of operation					
3－1 Type of business activities	■	■	■	■	
3－2 Pattern of location	■	■			
3－3 Reason of location	■			■	
3－4 Construction and operation schedule	■	■	■	■	
3－5 Production schedule	■	■	■	■	
3－6 Local and export market	■	■			
3－7 Working hours and days	■	■			
3－8 Production process	■	■			
3－9 Raw material consumption by origin	■	■			
3-10 Local content ratio	■				
3-11 Cargo by transport means				■	
4.Manpower					
4－1 Total employment	■	■	■	■	
4－2 Employment by job classification	■	■			
4－3 Regional employment			■		
4－4 Foreign personnel	■				
4－5 Technology transfer and job training plans	■				
5.Financial plan					
5－1 Details of registered capital	■		■	■	
5－2 Loan or credit funds	■			■	
5－3 Investment cost	■	■	■	■	
6.Investment promotion status	■				
7.Utilities and other facilities					
7－1 Electricity	■		■	■	
7－2 Telephone	■				
7－3 Water supply	■		■	■	
7－4 Waste-water treatment	■	■	■	■	
7－5 Garbage disposal	■			■	
7－6 Disposal of other waste	■			■	
7－7 Protective measures for environment		■		■	
7－8 Others	■			■	
8.Request for bonded warehouse	■				

表４－２－15　クライテリア項目とＩＥＡＴの立地申請書に追加すべき項目

Composition of Criteria			Items capable of being judged from IEAT's application form ■ existing items □ items to be added	Items judged by industrial and economic indicators, etc.
Division	Category	Criteria		
Screening	Operational	1.Begining schedule of industrial operation	■Construction and operation schedule	
	Physical	1.Land use size	■Area required	
		2.Water consumption	■Water supply	
		3.Waste water volume and quality	■Waste-water treatment (waste-water density)	
	Environmental	1.Building design	□Building design	
		2.Environmental protection	■Garbage disposal □Protective method for environment	
	Social	1.Workers' living conditions	□Housing plan for the employee	
Targeting	Industrial	1.Contribution to formation of industrial complexes and export industries	■Production items ■Local and export market	Strategical importance of industries
		2.Creation of new leading industry		Data of Industrial Survey, etc.
	Economic	1.Investment scale	■Investment cost	
		2.Growth ability		Growth rate targeted by the Plan
		3.Productivity		Data of Industrial Survey
	Technological	1.Innovation	■Production process	
		2.Technological effect	■Employment by job classification	
	Regional	1.Local content	■Raw materials' consumption by origin ■Local content ratio	
		2.Regional employment	□Employment by regional origin	
		3.Relocation out of Bangkok	■Reason of location	

第５章　ラムチャバン工業基地の企業誘致戦略とインセンティブの検討

５－１　ラムチャバン工業基地立地促進のためのプロモーション策

（１）ＩＥＡＴにおけるプロモーションの現状

１）概　要

一般に産業の立地は、景気の変動に対して敏感に反応する。そのため、好況時には、とりわけ誘致活動を行わずとも立地が進展するという側面をもつ。しかし、不況時、さらには不況感があるだけで立地を見送る企業は、これまでの経験から決して無視しうる数ではない。従って、不況時に積極的な誘致活動を行うことは勿論であるが、好況時に誘致活動を行うか、少なくとも誘致活動を行うための体制を形成することは、極めて重要である。例えば、合衆国の例をみると、全米50州のうち、実に37州が日本に企業誘致のための事務所を開設しており、さらに、韓国、台湾でも積極的な誘致活動を展開している。

一方、現在のＩＥＡＴのプロモーションへの予算の配分はほとんどゼロに等しく、その資源の多くは、エンジニアリングの機能に振り向けられている。プロモーション及びセールスのラインとしての重要性が認識されない限り、ＩＥＡＴは、容易に完売しない土地を抱えるという、目に見えない実質的コストを払いつづけることになる。

２）組　織

図５－１は、ＩＥＡＴの組織図である。工業団地のプロモーションの責任を負っているのは "Public Relation & Sales Section" という部で、Governorに直属のGovernor's Officeの一部となっている。

組織図の表現はともあれ、元来セールスは、クライアントと直接に接するラインの部署であるから、他のプランニング等と同じレベルで、描かれるべきである。現行の組織図の意味するところは、ＩＥＡＴではプロモーションに対して副次的機能としてのみ取り扱っているということである。

Public Relation & Sales Sectionの機能は、

① パブリックリレーション

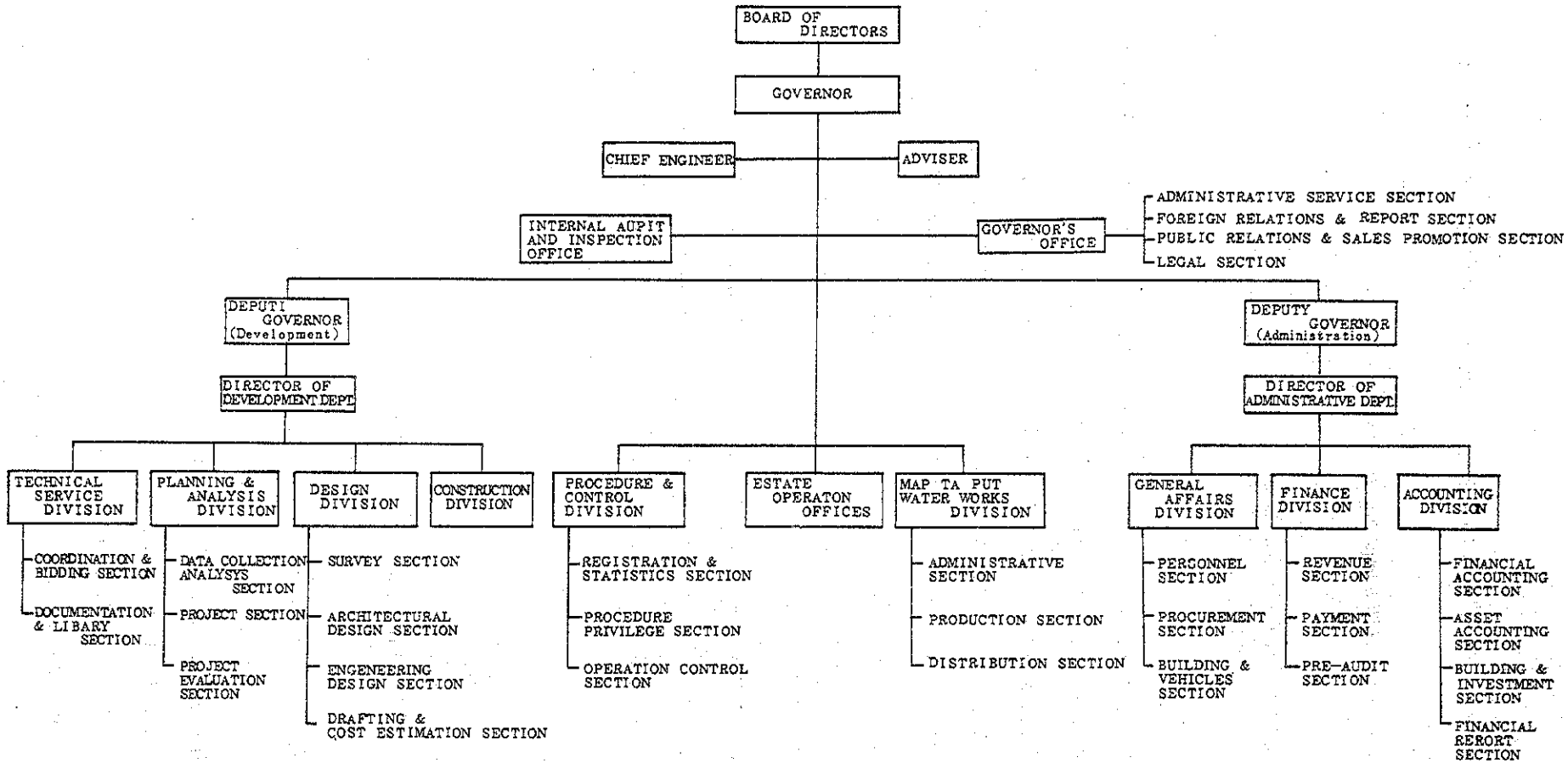

図5－1　ＩＥＡＴの組織図

② 販　売

③ プロモーション用資料、ビデオの作成である。

3）人　員

現在のＩＥＡＴの人員は、総員で約280名である。このうち、Public Relation & Sales Sectionに所属するのは、10人であるに過ぎない。Public Relations & Sales Sectionは組織の項で述べたように、ＰＲ、販売、プロモーション用資料、ビデオの作成と３つの機能を有しており、このうち、セールス専任は１人しかいない。工業団地は完成してもそれが売れない限りは収入にならない。まして売れるまでの間もその土地には、借入金の金利がコストとしてかさんでいるのである。こうした財務コストのことを考えれば、早期に入居100%を達成することの重要性は明らかである。セールスセクションの重視は、こうしたみえないコストの軽減に他ならない。そのためＩＥＡＴにとって重要なことはまず組織・人員配置における効率的資源配分を行うことである。

4）ＩＥＡＴの予算

ＩＥＡＴの予算は以下に大別できる。

1）運営予算

2）建設予算

運営予算は、ＩＥＡＴ本部及び各々の工業団地の運営のための経費をカバーするものである。一方建設予算は、プロジェクトベースの独立予算である。これらの予算は、まず予算の副委員会で検討される。副委員会は、ＩＥＡＴの会長、副会長、計画分析局長、開発局長、会計局長、及び、総務局長から構成される。予算は、理事会の承認が必要であるが、建設予算は更に、ＮＥＳＤＢ、内閣による承認を必要とする。

ＩＥＡＴのプロモーション予算は、運営予算に含まれるが、予算全体の２．１％を占めるにすぎない（表５－１）。1988年では年間175.5万バーツ（表５－２）であり、この額では数回の新聞広告をうつのが精一杯であろう。一方ＩＥＡＴの未活用の資産（まだ売れていない用地）は２億６０百万バーツ（１９８７年９月末）であり、こうしたプロジェクトの金利は年７～８％であるので、毎年の金利支払いは、１８百万～２０百万バーツに上る。従って、早期完売が、金利負担軽減のためにも極めて重要で

あり、そのためにはプロモーションに対して、予算配分を厚くすることが必要となる。

5）プロモーション活動

ＩＥＡＴの現在のプロモーション活動は、完成した工業団地のＰＲが、その大部分を占めている。活動は主に、

a）出版、ブローシャ、投資ガイド等の作成

b）ビデオ製作：投資家向各団地の紹介ビデオ

c）広告；新聞広告による団地入居企業の公募

d）セミナー開催；タイ国内における投資家向けセミナー

こうした活動において特に欠けているのは直接的なマーケティング活動である。販売活動は最終的には個々の企業とのつながりが大事である。最近マレーシア、タイに投資決定した日本のエレクトロニクス関連の企業にインタビューしたところＩＥＡＴの北部工業団地に与えられた特別なインセンティブ、例えば運賃の減免等について知らない企業が多かった。多くの企業はバンコクを中心にしか調査をしていないせいもあると考えられるが、ＩＥＡＴとしては、海外での投資家向けセミナーを含む、もっと積極的なアプローチが必要である。

また、企業にとって、投資決定をする際に互いの信頼感は重要な決定要素である。このため、単なる非人間的資料のみに頼ることなく、より直接的なアプローチが必要である。製造業は様々な分野に分かれており、各分野の多数の企業にアプローチすることは効果がある。しかし、どのセクターが投資に興味があるか、またラムチャバンへの集積の上で国家的経済的意味があるか等について密接に調査分析を行うことも重要である。マーケティングのチャンネルを拡大するには、外部にエージェントを設けるのも効果的である。エージェントは契約に基づいて設置することもあるし、日常業務から派生する単なる協力者としてのインフォーマルなエージェントも可能である。契約ベースのエージェントは特に海外の活動にはおいて経済的であり、また有効である。一方インフォーマルなエージェントはタイ国内で有効である

表５－１　企業誘致に関する予算

（単位：百万バーツ）

	1984	1985	1986	1987	1988
PROMOTION BUGDET (A)	0.328	0.514	0.919	1.409	1.755
IEAT BUDGET (B)	44.209	52.757	60.45	70.92	82.489
INTEREST PAYMENT (C)	5.43	19.472	47.518	50.641	70.404
(A) ／ (B)	0.7%	1.0%	1.5%	2.0%	2.1%
(A) ／ (C)	6.0%	2.6%	1.9%	2.8%	2.5%

表５－２　既存工業団地における企業誘致関係予算

（単位 百万バーツ）

	1984	1985	1986	1987	1988
本　　部	0.327	0.309	0.406	0.357	0.864
バンチャン	－	－	－	－	0.003
ラクラバン	0.001	－	0.001	0.003	0.002
バンプー	－	－	－	－	0.013
ランプーン	－	0.083	0.485	0.384	0.059
バンプリー	－	－	－	－	0.002
ソングラ	－	－	－	－	－
サムサコーン	－	－	－	－	－
マプタプット	－	0.122	0.027	0.445	0.311
ラムチャバン	－	－	－	0.220	0.501
合　計	0.328	0.514	0.919	1.409	1.755

出典：ＩＥＡＴ資料

（２）プロモーションの戦略とプログラム

１）基本方針

工業団地のプロモーションも、通常の商品のプロモーションと基本は同じであり、その戦略、方法、組織についても本質的には同様であるべきである。プロモーションは積極的なセールスマンシップと販路の開拓が基本である。効率的なプロモーションを実施するには、コスト効果をしっかりと把握した上で、プログラムを作成すべきである。組織もまた、セールスマンシップを最大限に発揮できるように構築されなければならない。

しかし、工業団地のプロモーションには一つの特徴がある。それは、造成された土地は一定であるため、造成後は、どれだけ早く売り切るかという点にプロジェクトの収支が係ってくることである。したがって、全てのプログラムは、工業団地の早期入居を目的として構成されるべきである。プロモーションを効率的に実施するには、まずプロモーションの対象を分類し、次にその対象毎に費用対効果を考えつつ選定し、最終的にはスケジュールを定める必要がある。

2）プロモーションのアプローチの対象

プロモーションのアプローチの対象をここで分析してみる。

これは大別して、

ｉ）企業家

ii）仲介層

iii）ジャーナリスト

ｉ）企業家は、潜在的あるいは顕在の投資家である。ii）はコンサルタント、商工会議所、大使館の商務官、銀行家、弁護士等、投資家と直接コンタクトを有している職業の人々で、投資計画の意思決定になんらかの形で、アドバイスを与えているため、この層への適切なラムチャバンの情報のインプットは、投資家をひきつけるのに効果を発揮すると考えられる。iii）ジャーナリストは、不特定多数の企業家にアプローチするのに有効である。

こうした異なる対象にアプローチするためには種々のプロモーション手段を用いるべきである。

3）プロモーション活動

前項の対象別にプロモーション手段をとりあげてみると、以下の各種のアプローチ

が考えられる。

企業家	・アンケート調査 ・データベース作成 ・ニューズレター ・プロモーションツアー ・セクター調査	・個別訪問 ・セミナー
仲介層	・プロモーションツアー ・セミナー ・ニューズレター	・個別会合
ジャーナリスト	・ジャーナリストツアー ・ニューズリリース ・広告	
共通	・パンフレット ・インベスターズガイド	・ビデオ

アンケート調査／データベース作成

今回の調査はポテンシャルインベスターの把握のために実施したもので、日本企業10,000社、タイ企業1,000社を対象とした。日本以外の主要投資国である台湾、米国での調査はまだ行われていないが、理想的には、こうした主要投資国でも同様の調査（今回のものよりは簡潔化したもの）を行うことが望ましい。アンケート調査に対する企業家の反応はデータベースとして常に更新してゆくことが望まれる。ラムチャバンの入居開始時期には再度アンケートを行い、新たな投資家も補足すべきである。

データベースの作成は、アンケート調査からのデータだけでなく、他のソース、仲介役を果たすコンサルタント、銀行家からの情報、企業家からの直接のコンタクトという情報もインプットできる体制を確立しておく必要がある。それには、情報収集件数自体をプロモーション担当者の成績とするシステムを作っておくとよい。

ニューズレター

投資家の把握の後は、如何に投資家の興味を引き付けておくかという点にプロモーションの重点が移行する。一つの方法は、ニューズレターを定期的に発行し、ラムチャバン工業団地の建設の進行状況、入居決定企業のプロフィール紹介、その他のニュースを投資家に伝えることである。

プロモーションツアー

投資家は必ず現地視察を望むので、彼等に現地を訪問させ、かつデータを提供する必要がある。また、こうしたツアーは企業との直接コンタクトの機会となる。

セミナー

今回の調査の発表もセミナー形式で行うように、ラムチャバン工業団地プロジェクトの節目ごとにセミナーを国内外で開催することは、投資家の興味を保ち、また新たな投資家の発掘を効率的に行う上で有効である。

セクター調査

何度も繰り返しているように、どの企業に積極的にアプローチするかについては、タイとしてのターゲット産業の調査ばかりでなく、投資需要動向の全体的な把握分析の必要がある。セクター調査は、プロモーションを効率的に行うために、有用なガイダンスを提供してくれるはずである。

個別訪問

プロモーションもつまるところセールス活動であるので、興味を示す投資家には直接訪問し、適確な情報を与え、相手の信頼を得、情報連絡のチャンネルを確立することが基本である。正確な最新情報を反映しているようなシステムづくりを行っておくと、個別訪問の際に強力なリファレンスとなる。個別訪問の際に大事なことは、なんといっても相手の信頼を勝ち得ることである。

個別会合

マーケティングチャンネルのパイプを太くするには、仲介役の銀行家、コンサルタント、商務官との連絡を密にすることが第一である。こうした人々は、自分自身

のサービスとしてもラムチャバンの情報を必要としているはずなので、情報の仲介者として適切な情報を常にインプットしていることが大切である。それにより、こうした人々がインフォーマルなエージェント役を果たしてくれることになる。

ジャーナリストツアー

ジャーナリストは多くの企業家にアピールする際に、その力を発揮する。ジャーナリストを招待し、ラムチャバンの特集を組んでもらえば、コストを少なくしてPRを行うことができる。

ニューズリリース

ラムチャバンプロジェクトの進捗に伴うニュースは、適宜ジャーナリストに渡し、ニュースとして扱われるようにしておけば、コストをかけずにＰＲを行うことができる。ニューズリリースを受け入れられるには、ニュースバリューがなければならない。日本の筑波の工業団地がそのオープンの前に国際博覧会を開催し、多くの注目を集めたことは記憶に新しい。こうした大規模なイベントは無理としても、セミナーシンポジウム、コンテスト等のイベントを創造してニュースバリューを付加してゆくことは可能である。まして、ラムチャバンは近隣にパタヤという国際的なリゾートを有しており、アトラクションを組み合わせれば集客能力の高いイベントは容易に創造できるはずである。

広告

広告はコストをかけて行う不特定多数の企業家へのアピールである。新聞広告のコストを比較すると、海外での広告はかなり割高であり、経験的にはコストの割には、多くの反応は期待できないとされている。

新聞広告１/６ページのコスト比較

発行部数	日本	タイ
１００万部以上	US$7000	－
１００万部以下	US$1800	約US$300

パンフレット・ビデオ・インベスターズガイド

今回の調査の一部として、パンフレットは既に作成済みである。ビデオは、実際に現地視察できない企業へのアピールとしては効果的である。インベスターズガイドは、ラムチャバン地域の紹介、申請手続きの方法等、興味を示した投資家のための情報としてパンフレットの次に必要となるもので、早急に整備されることが望ましい。

4）スケジュール

前述のプロモーション活動をラムチャバン工業団地の工事予定に合わせて、配置したのが、表5－3のプロモーションスケジュールである。このスケジュールからも明

表5－3のプロモーションスケジュール

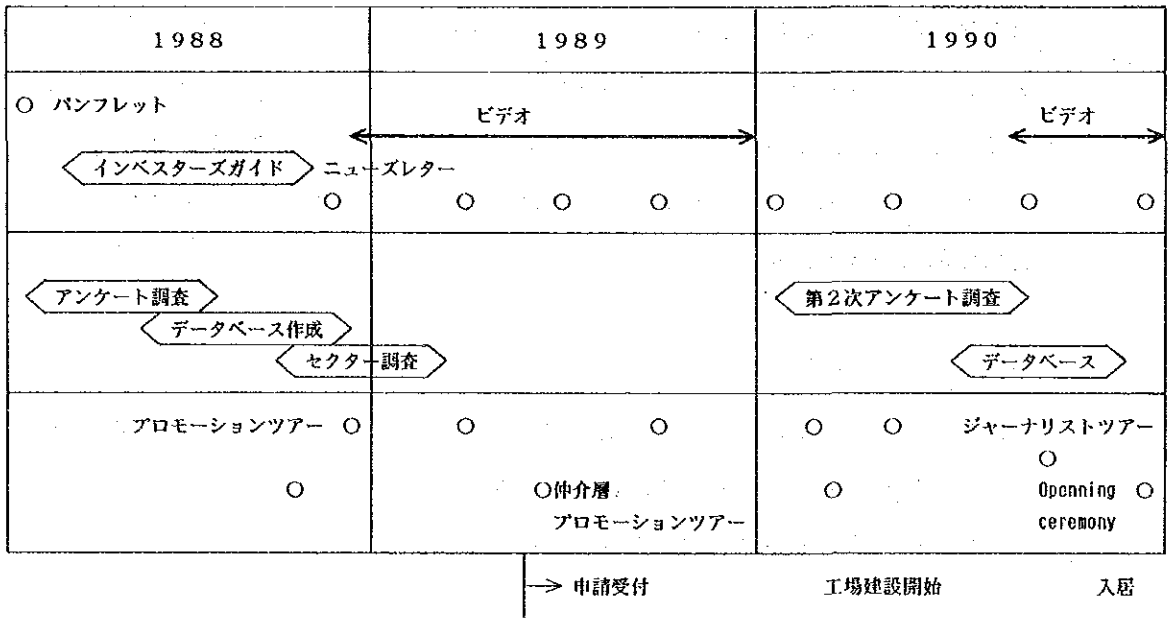

らかなように、団地のオープンする１９９０年にプロモーションの活動を集中させる必要があるが、そのためには、本年度１９８８年から手をつけることで、上記活動の集中化が可能となる。その第１がビデオの作成である。第２に今回の調査から明らかになったポテンシャル投資家に対してのフォローアップである。

５－２　ラムチャバン工業基地立地促進のための奨励策

（１）　奨励策の体系

工業化を目指すアジアの各国は、製造業への内外からの投資を促すよう法体系の整備を行ってきている。こうした投資奨励法を概括すると、次の３つの要素からその骨組みは成り立っている。

１）企業活動の基本的保証

２）投資を促すためのインセンティブ

３）企業活動への規制

こうした投資奨励体系の全体的フレームを図５－２に示す。１）の企業活動の基本的保証とは、非国有化、戦争になる損失の保証等、政治的リスクからの保護を政府から受けられることを明確にするものである。２）のインセンティブは投資に対する恩典で、なかでも税の減免が一番大きな呼び水として使われている。どの国でも基本的活動の保証はされても、国益を守るために種々の企業活動の規制がされているものである。他方こうした規制の緩和は、インセンティブとして働くことになる。こうした規制の緩和のうち、外国企業にとって、最も重要なものは、出資比率のシーリングの緩和である。

（２）奨励策の目的

税の減免、規制の緩和等の奨励策は、ある政策目標をもっているのが当然である。複雑多枝にわたる個々の奨励策は互いに関連した目標を有しているが、一方で相反する目標を指向する場合もある。

多くの国々に共通する主要な奨励策のゴールをあげると、

１）有望業種の育成

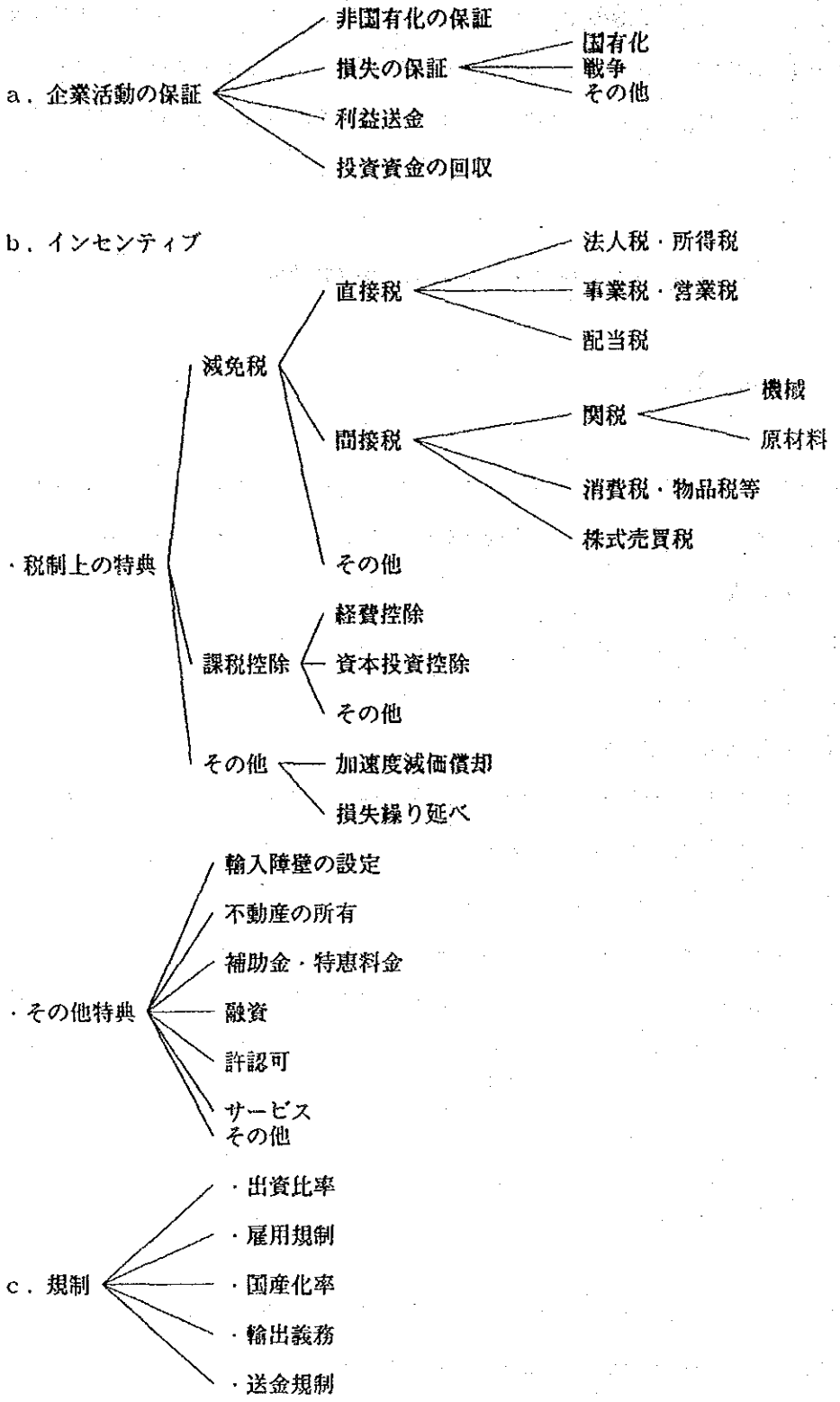

図５－２　インセンティブと規制

2）地方開発

3）外国からの資本流入の確保

4）輸出産業の育成－外貨獲得、貿易収支の均衡化という意味をもつ

5）技術移転

1）有望業種の育成

一般に各国政府は、産業開発における開発の優先順位を工業政策の基本として設定している。なかでも工業の基礎として重工業の育成あるいは、機械産業の頂点としての自動車産業の育成を国策としてもつ国が多い。いわば、工業国への仲間入りは、多くの国の夢であるが、最初にそのモデルとなったのは、日本であろう。次にこのモデルにならって工業化を行ったのが韓国である。しかし、他の多くのアジアの国々は、同様の目標はもちながらも、重工業の育成に全面的にとりくむまでには至っていない。製鉄業は工業の基礎とよばれることが多いが、その投資規模の大きさとリスクから、この分野への投資は難しい。他方消費物資の王様ともいえる自動車産業は、各国がこぞって国産化を目指している産業である。各国とも早くから国産化を奨励し、ノックダウンから生産が始まったが、80年代前半には、市場の停滞もあり、部品の国産化も停滞を余儀なくされた。

2）地方開発

バンコクにみられるように、世界中で、首都圏への人口の集中とそれによるスラム化、都市機能のまひ等が大きな問題となりつつある。地方への投資は人件費等が安いというメリットの他は一般に、インフラの未整備、アクセスの悪さ、住環境の低水準等のデメリットのために、容易には促進されない。そこで地方への投資促進のために、種々のインセンティブを設ける例がある。タイ、マレーシアはこうした特別措置を有しているが、タイの近年の投資奨励策の変更は、地方分散を更に強く促す方向に向うものである。

3）外国から資本流入の確保

一般に途上国では国内の投資が国内の貯蓄を上回る経済構造になっており、こうした投資・貯蓄の差をＩＳ(Investment Saving)ギャップ と呼んでいる。このＩＳギャップを補てんしているのは海外からの資本の流入に他ならない。海外からの資本流入が止まれば、当然投資は低レベルにならざるを得ず、経済成長は純化することになる。ところ

が、80年代の途上国への民間資金の流入は減少する傾向が続いた。これは累積債務の問題及び世界的不況の影響がひびいたものである。しかしこうした途上国への海外投資も、85年以降の好況にささえられ、現在は回復している。マクロ政策レベルでいえば、こうした海外からの資本の確保は重要な課題である。マレーシアのように海外からの投資への依存度の高い国では、これは、更に重要な問題であり、1986年の投資インセンティブの大幅な引き上げはこうした政策判断に基づくものである。

4）輸出産業の育成

途上国の工業化は元来、輸入品の代替で始まった。輸入品の代替は、政府として強制することができたというその政策的実現性の高さが、主要な原因と考えられる。しかし現実の輸入代替策は、高い製品コストとなってはねかえり、また、工業化とは言っても、その多くはアセンブリーという末端工程のみの工業化であったため、70年代になると、批判的見方が強くなってきた。一方、途上国の貿易構造は１次産品の輸出と製品の輸入及び恒常的赤字というもので、債務は累積する一方であつた。また１次産品の交易条件も悪化するばかりで、輸出産業の育成なしには、状況の打解は望めない状態になった。そこで、導入されたのが、輸出産業に対するインセンティブの特別の付与である。輸出産業に対するインセンティブはかなり手厚いものがあり、各国とも輸出企業の誘致を競っているのが現状である。

5）技術移転

工業の中心となるのは、機械・原料といったものではなく、技術であるという認識ができたのは、そんなに古いことではない。しかし技術というものは、研究・設計・生産と全体的に存在しているもので、個々のパッケージとして独立したものではない。海外で生産を行う場合、当然直接生産に係る技術は移転せざるをえないが、管理、設備、設計等の技術は移転が進んでいない。企業の側に移転を嫌うところも一つの原因であるが、受ける側の転職等、技術者の不足も大きな原因である。技術移転をどうして促進するかは難しく、一般に外国人管理職のポスト数の制限という規制によって行われているが、こうしたポストの制限は逆に技術移転を妨げるケースもでている。技術指導する人のポストがなければ、それも当然で、特に今日のように技術革新の早い時代では、より人材交流の増す方向がなければ技術移転は困難である。

（3） 投資家から見た奨励策

工業政策立案者は前述したような工業政策を達成すべく、様々のインセンティブ、規制の緩和を提供している。では企業家のほうは奨励策をどのように受けとめているのであろうか。税の減免は投資家にとって最大の魅力とみられるが、そうしたインセンティブを重要視しない企業家もいる。またインセンティブに対する見方は、外国企業と国内企業ではかなり異なる。

1）投資に対する保護

海外の生産施設への投資は、本国の政府から受けている保護以外に、企業の資産を移すことに他ならない。従って企業家が最初に心配することは、投資事業の成功ではなく、投資自体が、守られているかどうかである。政府による保護も範囲が広いが、最小限必要な保護とは、国有化であれ、乗っとりであれ資産の没収からの保護である。実際に国有化による没収を行った例は非常に少なく、確率的には低いリスクではある。しかし、投資家にとって、コントロールできない事項であるだけに、政治的リスクに対して、投資家は大変に用心深い。所詮、企業は一国の法体系の中でしか活動できないことは明らかで、たとえ国有化という手段にうったえなくとも、種々の規制により、企業活動を制約することは容易である。非国有化の次に、企業が関心を払うのは、為替管理の制度である。いくら事業が成功しても、利益を送金できなければ、企業にとってのうまみはあまりない。また事業が失敗して、投資の引き揚げができないと思わぬ痛手をこうむることもある。財産の保護、利益送金が、保証された後の問題は、それが、どの程度将来まで約束されるかである。したがって、政権の不安定な国については企業はしり込みをするようになる。

こうした基礎的な事項がクリアーされた後でも、政府の受け入れ態度に企業家は投資判断の際、大きく影響されるものである。とくに、当該国で操業経験のない企業にとっては、政府は最大のパートナーともいえる重要なものである。

2）経済的インセンティブ

経済的インセンティブは種々の免税、課税控除、公共料金の割引きと複雑で、既にど

の国が有利との判断は難しいものがある。こうしたインセンティブの体系は、各国とも類似しており、なかでも一番大きなものは、法人税の免除だと考えられる。

しかし、いわゆる多国籍企業にとっては、利益をどこの国で出すかは、原料部品価格と製品価格の操作により容易であり、法人税の免除にはあまり興味を示さない可能性もある。こうした企業がのがれられないのは、消費税、関税等の間接税あるいは、事業税等の固定税である。したがって、こうした固定税の免除が重要な投資決定要素となりうる。途上国の多くの財政は、直接税よりも間接税に依っている国が多く、なかでも関税収入は重要な財源である。しかし、輸出産業を育成するには、機械、原材料に課せられる関税は、製品コストにはね返ってくるため、国際市場での競争力を著しく損うことが多い。つまり、輸出企業にとって、関税免除は、工業国の製品等に競合するための条件整備という見方もできる。

3）外資比率

外国の企業にとって、出資比率の規制は最大の関心事のひとつである。外資比率の規制は、外資の流入が必要な反面産業を、外国のコントロールから守りたいという方針との妥協の産物である。また、合弁を促進することにより、技術移転が促進されるという意図もある。他方企業家にとっては、合弁になれば、経営判断のくい違い等から、企業活動に支障をきたす事態も予測されるため、少なくともマジョリティの株式保有を確保しようとする。

外資比率の制限は、その経済発展段階に応じて多くの国で採用されており、全く自由という国は決して多くない。従って、現在のタイ王国の状況からみて、外資比率の規制はやむを得ないが、その救済策としてEPZが用意されている。

（4） 投資奨励措置

現在の工業化政策は、１９６０年に制定された投資奨励法にその端を発している。１９６０年以前のタイ王国の製造業は、国有企業による独占に特徴づけられる非効率な経営、独占の種々の弊害により、停滞を余儀なくされていた。しかし１９６０年の投資奨励法および１９６２年の修正により、民間企業優先、輸入代替工業育成、外資の積極的導入の三つの基本となる工業化政策が打ち出され、工業化は、急速に進歩をとげはじめることにな

る。事実１９６０年～１９８６年の２６年間に製造業の全ＧＮＰに占める割合は、１２％から２２％と約２倍になり、農業と比肩するセクターに成長した。

１９６０年代にその基本が定められた投資奨励法はその後いく度かの改正を加えられていった。その変遷は多少のよりもどしを除くと、優遇措置による、より選択的工業化奨励への変化ということができる。また、優遇の度合いでいえば、１９７０年代から１９８０年代中頃までの緩和時期とそれ以後の若干の引き締めという流れがよめるが、これは外部の投資需要に即応したタイ政府の手綱さばきということができる。こうした政策の変化を図示したものが、図５－３である。

１）タイの投資奨励策の沿革

１９６０年の投資奨励法は６２年に修正され、「奨励」産業に携わる企業に対して、特別な便宜を許可・執行するという非常に大きな権限が投資委員会（ＢＯＩ)に与えられた。　１９６２年の投資促進法に従って、優先企業には５年間の法人所得税免除が与えられた。事業税と優先産業で企業設立に必要な機械、設備、部品、原材料の輸入関税も免除された。さらに、その他投入財の輸入関税の全部もしくは一部減免が５年間にわたって認められた。こうした配慮のもとで、優先企業は経済発展にとっての重要性に応じて３つのグループに分類された。経済に不可欠と考えられるＡグループには、完全な免除が認可された。これに次ぐＢグループで５０％、Ｃグループで３３．３３％の減免が認められた。輸出企業には輸出関税と事業税の全額もしくは一部減免が認められた。

１９６７年にはこうした３分類は廃止され、すべての既存の優先企業に、一律３３．３３％の投入財関税減免のみを認可した。新規の優先企業にはもはや原材料輸入に対する関税免除は認められなかった。

１９７２年には、政府は、国の開発計画に、より適合する投資促進に関する新しい布告（国家評議会布告２２７)を出した。この新法では、輸出企業の役割とバンコクに集中した投資の地方分散ということに力点が置かれた。所得税免除期間は一律に５年であったが、投資委員会の判断によって３～８カ年とするというように修正された。課税免除を意図して補助的所得の利益算入が認められ、外資系企業に対しては、タイで得た所得もしくはタイで免税となる一部の所得について、母国政府が免除を認める場合にかぎり、この措置が許可された。

貿易関税による振興策が、輸出活動促進のために再び採用され、多くのインセンティ

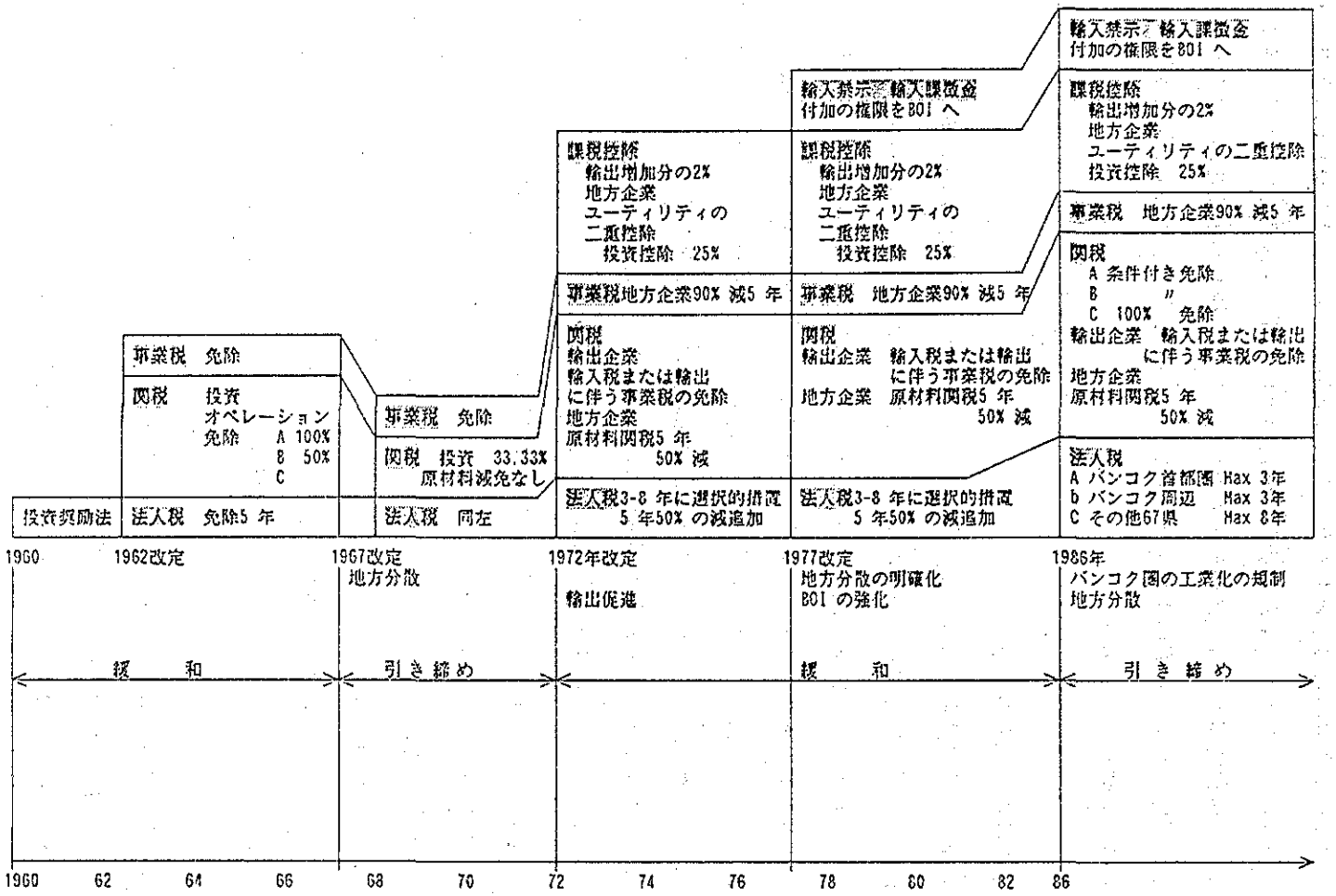

図５－３　投資奨励法の変遷

ブがバンコク以外の推進地域の奨励企業に対して与えられた。輸出企業に対しては輸入関税かもしくは原材料、中間財生産物、再輸出品に対する事業税かの免除が許可された。さらに、毎年の輸出（fob価格)増加分の２％相当額が課税控除された。

バンコクから離れて地方へプラントを建設する優先企業が直面する障害を相殺するために、原材料にかんする輸入関税と事業税を、５年以内、正規の税率の５０％以下の範囲で減免することを許可した。こうした企業は投資委員会が決めた期間、運送費、電力料、水道料の費用について二重控除を認められた。プラント設備に投資された資本額の最高で２５％にあたる額が、操業開始後１０年間のうちの任意の年もしくは任意の数年間の課税所得額の内から控除された。初期の所得税控除期間以後の法人所得税の５０％の免除が以後５年以内の期間許可された。また、奨励製品については、正規の税率の９０％以内の率で、向こう５年間につき、事業税が免除された。このようにして、工業の地方分散化と輸出振興の必要性を１９７２年になって初めて政府は認識したのである。

１９７７年には、政府は、輸入代替と輸出振興の両面にわたって、工業投資の拡大のために、より多くの労力をさいた。投資委員会のメンバーはより多くの国務大臣が加わるように改正され、首相が委員長を兼ねた。投資促進法は修正され、７７年４月に発効した。　財政政策にかんしては、１９７７年法は次の３点について改正されている。第１に、輸入機械、国産機械に対する課税控除は投資委員会の裁量に委ねられる事項となった。第２に、輸入国産原材料に対する課税控除は年ベースで９０％まで認められ、同じく投資委員会の裁量に委ねられる事項となった。第３に、投資委員会は、輸入追徴金や輸入禁止といった、以前はほとんど実施されたことのなかった政策を実施できるようになった。こうした改革によって、投資委員会は、国の経済成長に寄与すると考えられる任意の産業やその産業内の企業に対する保護の認可を行なう権限を得た。

地方分散化に関しても、１９７７年法では振興地域が明確にされ、同地域の企業には電力・水道料の課税所得からの二重控除と、所得税の半額免除といった特典があたえられた。１９８３年に、チェンマイ、コンケン、ナコンラチャシマおよびソンクラが振興地域として発表された。

タイ王国の製造業への投資は、１９８５年を境として再び異常とも言える活況を呈することとなり、それに対応する形で、タイ政府は、１９８６年９月に投資奨励地域とそれぞれの地域における優遇措置の見直しを発表した。それまで奨励企業には、同等の恩

典が与えられ、その企業が奨励地域に投資する場合には、更に恩典が加えられるという制度の骨組みが、バンコク、その近郊、それ以外の地域で、基本的な差を設けられ、実質的にはバンコク周辺では、優遇措置が引き下げられ、反対にその他の地域では、優遇措置はほぼ同レベルで、ただし、そのカバーする地域が特定の奨励地域がその他全県と拡大されたことに特徴づけられている。このインセンティブは、１９８９年から更にバンコクからの工業の締め出しを強化する形で変更されることになっている。

２）現行の奨励制度

タイの投資インセンティブの特徴は、ひとつには、外国人と内国人との取り扱いの差がほとんどないこと、また投資奨励地域を設け、辺地には追加の優遇措置を与えていることの２点が他の多くの国と異なっている。しかし、外国人が奨励企業となりえなかった場合には差別特遇を浮けざるを得ない。ＢＯＩによる奨励をとくに希望しない企業、又は奨励企業とならない企業も過半数の資本保有による企業設立は可能であるが、「外国人事業規制法Alien Business Act１９７２」により規制される。また外国人の場合「土地法、ＢＥ２４９７」の「外国人は土地を所有できない」という規制を受けることとなる。

奨励企業に対する制度の詳細は以下の通りである。

ａ．企業活動の保証

・非国有化の保証

国家保証

（ｉ）　国有化しない。

（ii）　競合する国営企業を設立しない。

（iii）　類似競合品の国家独占販売を行わない。

（iv）　価格管理を行わない。

（ｖ）　輸出の許可。

（vi）　政府機関、国営企業による類似競合品免税輸入の禁止。

・利益送金

外国への外貨持ち出しあるいは送金を認める。

国際収支悪化の際、中央銀行は外貨の国外送金を一時的に規制することがで

きる。その場合でも、資本の国内持ち込みから2年経過後であれば、年間20%以下の送金には制限を課されない。また配当金に関しても、国内に持ち込まれた資本額の年間15%以下の送金には制限を課されない。

b．インセンティブ

次の3地域毎に異なったインセンティブが適用される。

第1地域	第2地域	第3地域
バンコック及びサムプラカーン	ナコムパトム、ノンタブリ、ノンタブリ、パトムタニ、サムカエン	その他の67県

法人税

	第1地域	第2地域	第3地域
法人税	非免除 但し ①輸出80%以上 ②200以上の純外貨獲得 ③200人以上雇用 ①～③のうち2項目以上満たせば法人税を3年間に限り免除する	3年間免除 但し ①毎年100万米ドル以上の純外貨獲得 ②国産農産物を主原料とする場合又は国産原材料を60%以上使用した場合 ③200人以上雇用 ④BOIが特別に重要プロジェクトと認めた場合 以上①～④のうち適用できる1項目毎に1年間の追加延長が可能	4年間免除 但し ①毎年100万米ドル以上の純外貨獲得 ②国産原材料を60%使用 ③200人以上雇用 ④BOIが特別に重要プロジェクトと認めた場合 以上①～④のうち適用できる項目毎に1年間の追加延長が可能 免除期間終了後更に追加恩典として5年間50%免除

関　税

	第1地域	第2地域	第3地域
機械類の輸入税	非免除 但し ①輸出80%以上 ②部品産業 ③工業団地入居 ①、②③いずれかの場合、免除	50%免除 但し ①輸出80%以上 ②部品産業 ③工業団地入居 ①、②③いずれかの場場、免除	100%免除

輸入機械類に対する輸入税、事業税の免除、減免は、下記の場合のみ認められる。

ⓐ　同程度の機械が、タイに存在しないか、生産量が不十分である。

ⓑ　国内で生産或はアセンブルできない。

ⓒ　経済的に人力で代替できないとＢＯＩが認める。

ⓓ　機械が新しく、生産工程に直接使用されるとＢＯＩが認める。
スペアパーツや取り替えは含まれない。

事業税

第１地域	第２地域	第３地域
非免除	非免除	90%免除 (所得発生日より5年間)

その他の特典

□輸入障壁の設定

①　政府、国営企業による類似競合品免除税輸入の禁止。

②　産業の保護－正当性と必要性による。

i. 外国製品に対して、CIF価格の50%を超えない範囲と１年以内の間、課徴金を賦課する。

ii. 競合製品の輸入禁止。

iii. ＢＯＩ委員長（タイ国首相）による奨励プロジェクト援助措置或は税金減免。

□不動産の所有

奨励活動実行のための土地所有を認める。

□補助金・特恵料金

第１地域	第２地域	第３地域
な　し	な　し	* 所得発生日より10年間、輸送、電力、水道の各費、用の２倍までを経費控除

□許認可　その他

（ｉ）　投資事業化調査を行う外国人の入国を許可する。

（ii）　奨励プロジェクトに従事する外国人技術者、専門家の入国を許可する。

・投資奨励分野　プロジェクト認可基準

ＢＯＩが奨励する投資分野および関連優遇措置については、「投資奨励法」（Promotion of Investment Act １９７７）に大筋が定められている。その詳細な適用基準が、１９８３年に「投資奨励および税制上の優遇措置の許可基準」（ＢＯＩ布告 No. 1/2526）（前出）として発表されている。そして投資奨励対象業種が、付帯条件とともに「奨励業種リスト」に明示されている。但し、このリストは随時改訂される。

① 投資奨励分野

１９７７年投資奨励法の範囲内で、農産物使用の産業、動物飼育業、漁業、鉱業、製造業、サービス業に対する投資を奨励するが、認可の基本的条件として下記のものがあげられる。

- タイ国内に存在しないか、存在しても不十分、または非近代的な手法により生産されていること。
- タイ国の経済・社会・安全保障にとって重要かつ有益であること。
- 経済的、技術的に適格で、環境保全に適切な手段を講じられること。

上記の基本的条件をみたす投資で、現在ＢＯＩが奨励している分野は次の通りである。

ｉ）国際収支改善に寄与するもので、特に輸出志向型。

ii）国内の資源開発に貢献するもの。

iii）雇用が大きいもの。

iv）地方に立地するもの。

v）エネルギー節約または輸入エネルギーを代替するもの。

vi）将来の高度な工業発展への基礎産業となるもの。

vii）政府が重要性、必要性を認めるもの。

② プロジェクト認可基準

ＢＯＩは、個々のプロジェクトに対し、下記の基準を用いて投資奨励の審査を行う。

- 当該製品或はサービスに対する需要が存在すること。
- 現行輸入関税率もしくは30%のいずれか高い方を適用して算定した輸入競合品に対し、競争力があること。
- 大半が輸出向けの場合を除き、販売価格の20%以上の付加価格があること。
- 借入金対資本金比率が５：１を超えないこと。
- 原則として新技術による生産工程と新しい機械が使用されること。

次のケースに該当するものは認可されない。

ｉ）既存企業があり、奨励恩典を受けずに当該製品を生産して収益を上げている場合。

ii）奨励価格であっても、適当な収益を上げることが予想され、奨励不要とみなされる場合。

iii）輸出向け生産の場合を除き、今後２年間既存生産設備が国内マーケットの需要をみたすに十分である場合。

iv）原材料がすべて輸入で、大部分が国内向けに生産され、製品の輸入税が既に40%を超えている場合。

v）ＢＯＩより奨励中止と発表したもの、或は奨励特権授与に不適切と認めたもの。

（５） 他国との比較

・所得税減免年数、外資比率

所得税減免年数について比較すると、タイは、減免年数は、３年から最長８年免除とし、奨励プロジェクト、投資奨励地域を対象としている。プロジェクトの認可はＢＯＩが個々のプロジェクトに対し、投資奨励の審査を行うものである。投資奨励地域は第１～第３地域に区分され、それぞれ異なる条件で、優遇措置がとられる。

(基準については、タイの制度の項で、先述。)

タイの減免年数条件を他国と比較すると、減免年数10年のシンガポール、マレーシアに次いで、良い条件といえよう。しかし、この適用は第３地域のみであるので割り引く必要がある。他国の条件は、減免年数６年のフィリピン、５年の韓国、２年の中国と続く。１９８４年より新規設立事業に対する全ての租税減免措置を撤廃したインドネシア、免租期間や特別な優遇措置のない香港は０年である。

ただし、香港はもともと税率が大変低いので全体的には有利である。

また、シンガポールは地域営業本部として進出する場合は、１０％の税率適用を受けることができる。中国でも「技術企業」「輸出企業」の場合は、１０％の税率適用となる。

また、外資比率について比較すると、輸出比率50％を条件として、タイは韓国と同様、50％を認めている。ただし、「外国企業規制法」及びＢＯＩの行政指導ベースのタイ・マジョリティ化が図られている。他の国についてみると、シンガポール、香港については、特に規制が無く、100％外資も可能であり、マレーシアは輸出比率50％以上を条件として100％、インドネシア49％、フィリピン40％、中国25％の順となっている。

所得税減免年数、外資比率を総合して比較すると、外資比較100％を認め、減免年数10年のシンガポールが最良条件といえる（図５－４）。次は、減免年数一律５年間（パイオニア事業）、外資比率100％まで可（１９８６年１０月１日～１９９０年１２月３１日間の申請に適用される特別措置であり、国内市場向けに製造されているものと競合していないことを条件とする）のマレーシアが良い条件といえる。タイについては、減免年数、最高８年、外資比率50％という条件で、マレーシアの次に良い条件である。他の国々は、フィリピン、韓国、香港、インドネシア、中国の順になっていることが図５－４から読みとれる。

・法人税率

一般法人税の税率からみると、16.5％（利潤税）の香港、16.5～27.5％（公開法人）の韓国、15～30％（純利益に応じて）の台湾、25～35％のフィリピン、20～45％のインドネシア、30％（地方税３％）の中国、33％のシンガポール、45％（法人税40％＋開発税５％）のマレーシアというように分布し、その中でタイは、上場企業30％、非上場企業35％となっており、ほぼ平均といえる。

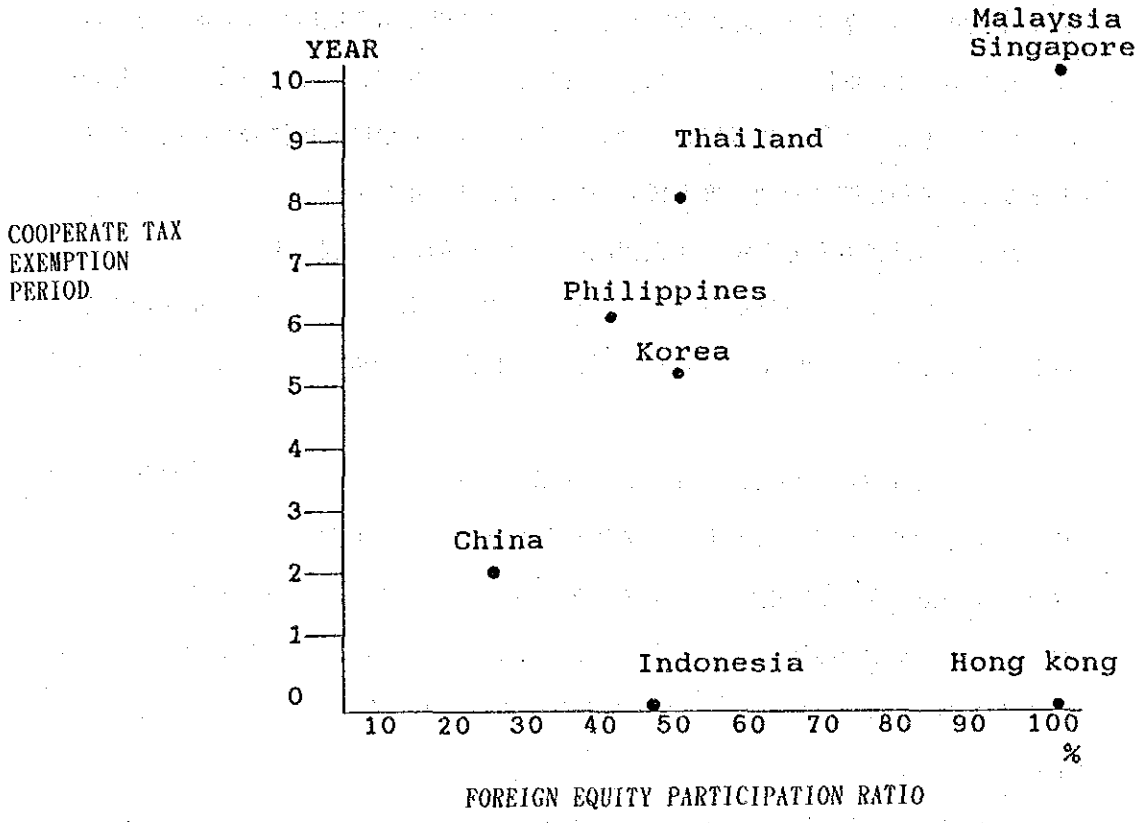

図５－４　インセンティブの国際比較

・関 税

機械輸入の際の輸入税は、インドネシア、シンガポールでは無条件で減免される。フィリピンは、施工後５年以内に限り、資本財の無税輸入を認める。マレーシアは、パイオニア産業及び自由貿易地域に進出する輸出志向型産業について免除を認めている。タイについては、投資奨励業種を対象として、５年間免除とする。

原材料の輸入の際の輸入税は、シンガポールについては、無条件で減免される。インドネシアでは、投資奨励リスト品目について、マレーシアではパイオニア産業、輸出志向型産業について、免除される。タイは、投資奨励地域において、１年間50％免除される。

なお、この優遇措置の対象は輸出志向型産業が多いが、基準は各国により異なる。インドネシアの指標が最も高く、「85％以上」、タイでは「操業開始後、50万ドル以上の外資獲得企業」、中国については、「50％の輸出比率」などとなっている。

・雇用規制

タイについては、「外国人職業規制法」により３９業種について、外国人の就業を禁止している。また、ＢＯＩの行政指導ベースで経営者及び技術者のタイ人化が促進されている。

現地人雇用を促進している国としては、シンガポール、インドネシアがあげられる。シンガポールは、行政指導により現地人化が強力に奨励され、インドネシアは、現地人雇用と教育訓練を義務化している。

また、比較的ゆるやかな規制であると思われるのは、マレーシア、フィリピンがあげられる。マレーシアは、法規制は特に無いが、従業員の構成比が民族構成比（マレイ系54％、中国系35％、インド系10％、その他１％）を反映する様要請されている。フィリピンは、登録企業、輸出加工区の企業には、５年間、監督技術者等に５％の外国人雇用が認められている。香港、韓国は、法律上の規定は無い。

・現地資金調達

タイは、全く規制が無く、自由であるという最良条件である。シンガポールは、78年６月、為替管理が撤廃され、アジアダラーの取入れも自由である。内貨は、貸し手

側（銀行）に銀行法による１社当たりの限度額がある。

もっとも規制が厳しい国は、インドネシアである。インドネシアは、外国銀行に対する規制が厳しく現地資金調達は量的だけでなく金利面からも極めて困難である。また国立銀行からの借り入れは認められていない。

・送金規制

香港、シンガポールは送金規制はまったく無い。韓国は84年７月の改正で、外国人の取得した株式、または持ち分の処分による売却代金と、利益配当金など対外送金は自由にできる。送金は可能であるが、インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシアは中央銀行への届出義務が有る。

（６）　ラムチャバンにおけるインセンティブ

現在のところラムチャバンにおけるインセンティブは次のように内閣で定められている。

輸入関税	：	原材料、部品、機械類に関する関税の減免
法人税	：	３～８年の法人税の免税 更に、免除終了後５年間にわたる50％の減免
法人事業税	：	５年間にわたり、最大90％の法人事業税の減免
課税控除	：	所得発生から10年間にわたる用水、電気輸送コストの課税控除
ワンストップサービス	：	ＩＥＡＴによる申請手続のワンストップサービス

ラムチャバンの場合、インセンティブは平均的である。他の奨励地区に比べると少し劣るが、インフラの整備、バンコクへのアクセス等を考え合せると、妥当なレベルということができる。ただ、大事なことは、周辺のパタヤ街道沿いの工場用地の方が有利となって、ラムチャバン団地への入居が遅れるという事態が起きないようにすることである。ラムチャバン工業団地が地域の工業化の空洞となったのでは、政府だけ開発利益を受け損ね、地域の工業化が無規制のまま進展することになる。そのためには、現在提案されているインセンティブと周辺のインセンティブとのバランスを今後も監視してゆく必要がある。以下提言するのは、長期的視野に立つタイ王国の投資インセンティブの改善策である。

（7） インセンティブのプロポーザル

前代未聞の投資ブームにわく、タイ王国にとっては特別のインセンティブを提供する必要性はない。しかし、現在の投資ブームが恒常的に続くことは期待できないため、問題はこのブームのうちに、どれだけ投資をとりこむことができるのかということと、何如にして投資された事業を成功に結びつけるかの２点である。この２つの課題が解決されれば、今後のタイの工業化は、急ピッチで進むことになると考えられる。現在の投資ブームは、タイ社会の様々な面で、受容能力オーバーの状態を起こしているが、なかでも深刻なのは、

1）技術者・管理職の不足

2）工業用地の不足

3）投資申請手続の長期化

であり、いずれも工場の操業開始までのリードタイムの長期化につながる。逆に言えば、現状では、操業開始までの立ち上りを短縮することが一番のインセンティブとなる。

1）の人材不足に対しては、プロモーションの一環として、人材の育成、発掘、斡旋が重要な効果を発揮するようになると考えられる。

2）の問題は工業団地を更に増すことで解決する。

3）投資申請の長期化は、ＢＯＩの強化あるいは、事務の簡素化の方向しか道はない。

インセンティブの簡素化

現在のインセンティブは、輸出義務等に対して与えられるものであり、そうした恩典の付与は、同時に、奨励企業が義務を履行しているかどうかというモニタリングの必要性を生じさせるものである。タイの場合、既に1,426社が、奨励企業となっており、更に工業化の進展に伴い、その数は増加の一途をたどるものと思われる。また、工業化は当然アセンブリーから部品加工へと後方連関する製造業の発展を伴ってくる。こうした企業は、直接輸出せずとも輸出企業の下支えとなることは明白であるが、それを評価し、輸出企業同様にインセンティブを付与することは更に高度な評価能力を必要とする。ＢＯＩは、部品産業に輸出産業と同様のインセンティブを与えることを発表した。これはＢＯＩの部品産業の重要性の認識の表れに他ならないが、その評価モニタリングに困難を伴うことは予想に難しくない。またこうした特定分野へのイン

センティブは不必要な工程の分業化を促進するおそれもある。工業化は、製造業間の関連の深化でもあり、望むらくは、同様に成長へのインセンティブを受けることである。国際競争力をもつ製造業を育成するうえで、一番の足かせになると考えられるのは、高率の関税である。財政収入の約1／4を占める関税を下げるのは難しいが、工業国となるにはいつかの段階で通らざるをえない関門である。

特定セクターの優遇

関税の引き下げとインセンティブの簡素化という全体的な制度改善は長期的に必要であるが、短期的には国益の高いと考えうるセクターに特別のインセンティブを与えて、工業化の要とする戦略も成立しうる。

マレーシアを例にとれば、半導体の工場を世界中から集めることに成功している。現在の投資条件からいえば、タイ王国は、マレーシアに優っているかもしれないが、既にマレーシアに、大規模な投資を行った企業にとっては、技術移転に要する時間とコストを考えれば、タイ王国への移転は難しい。タイ王国の工業化が進み、労賃が急激に上昇した場合、他の国の方が投資条件が優る状況が、早晩到来することは、充分可能性がある。その時までにタイ王国は、工業化の基盤としての技術力を養成しなければ、より低賃金の国へ、既存の製造業が移転する危険性は高い。そこで、真の工業力の向上のため、特定の産業及びその関連産業を高いインセンティブで集積する方法は検討に値する。例えば、自動車産業の部品製造業である。都市国家を除くアジアの各国ともに自動車の国産化率の向上は重要な政策課題である。しかし、国産化は、50％程度で停滞しており、強力な政策的指導なしには進展は望み難い。幸いに、タイ王国の場合、市場のサイズ、技術レベル共ＮＩＥＳの次にランクされうるレベルにある。こうした産業育成の機会を、すばやく把える手段としてインセンティブは有効である。その際には、前述したように特定産業の優遇は他のセクターにとってマイナスになる可能性を秘めており、特定セクター育成に際しては綿密な分析を要する。

5－3　ラムチャバンプロジェクトのためのＩＥＡＴの組織変革

ＩＥＡＴの業務およびそれに対応する組織は、工業団地の造成のための計画、施工管理、入居促進という団地建設の流れに沿ってつくられている。しかし、民間の工業団地が８団体、運営され同数の計画が存続する現状において、単なる団地の造成にＩＥＡＴという公的機関が関与することの必要性が改めて問われ始めている。もちろん北部工業団地の例にみるように、民間では負担しえないリスクを承知の上で、地域振興のための受け皿をつくるという役割は、重要である。ではＩＥＡＴは地方振興工業団地公社業務を限ってしまうべきであろうか。ＩＥＡＴのタイ国経済の発展への貢献を増してゆくには、まず、その業務の目的から再定義を行い、それに従った組織の再編を行ってゆく必要がある。

（１）　目的の再定義

ＩＥＡＴの活動の究極の目標は単に団地の造成ではない。それは、

１．産業の高度化を行い、

２．地方の振興を行うことである。

この２つの目標を達成するためにＩＥＡＴは以下の２つ手段をもつ。

①工業団地及びその関連施設の提供

②入居を促進し、企業活動が円滑に行えるような支援サービスの提供をしうる。

第１の産業の高度化とは、３章ラムチャバンの優先業種の項でも検討したように、より高付加価値を生む、電気・電子、機械産業の育成である。現状でのタイ王国の産業は、食料品、衣料品といった基本的な日常的工業製品が、工業全体の過半を占めている。また、一般的に高付加価値産業と考えられる電気・電子製品、機械の産業も成長の途上とはいえ、最終工程のアセンブリーのみという状態である。したがって、産業の高度化を促すには単に電気・電子・機械産業のシェアを拡大するのみならず、組立てから部品加工→素材→設計・企画と上流工程への拡大が不可欠である。ＩＥＡＴがそうしたタイの工業化政策の実現のための、有効な手段として機能してゆくには、現行のエンジニアリング重視からソフト・サービスへと重点を移行してゆく必要がある(図５－５)。

過度の産業集中の行われたバンコクから地方へと産業立地を移行してゆくことは、地域間格差を解消するのみならず、長期的には、タイ王国経済全体の効率、成長力を損わない

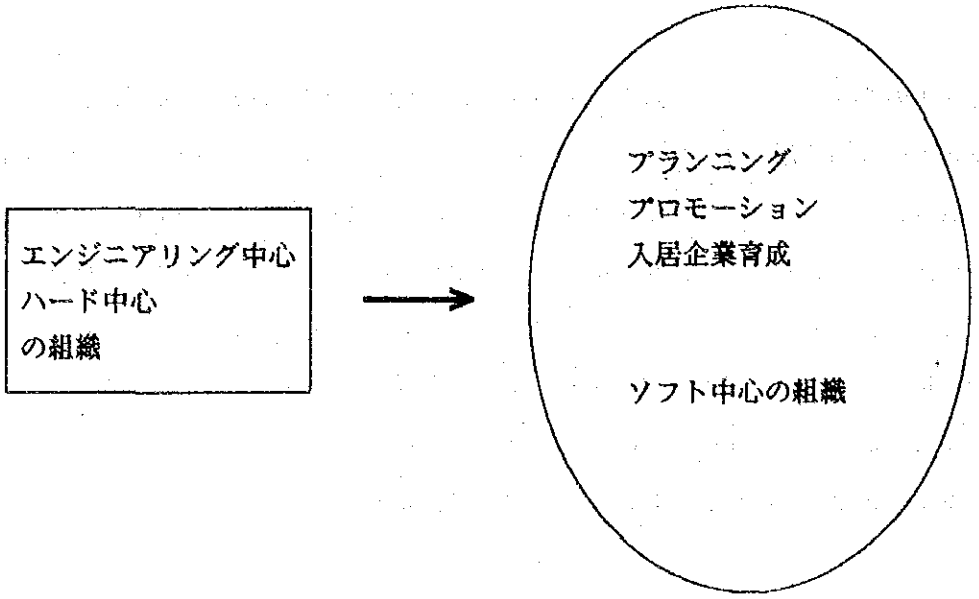

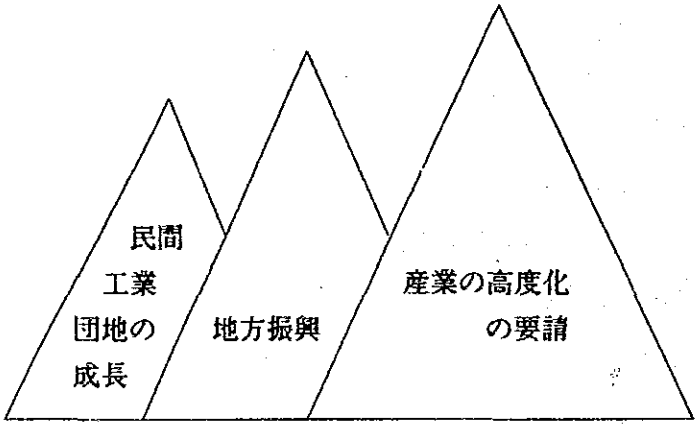

図５－５　ＩＥＡＴの目的の再定義

ためにも必要なことである。しかし、企業家の目からすれば、短期的にはバンコク周辺が都市サービス、商業機能等から便利であることは明らかである。こうした状況を打解し、まず東部臨海地域を、そして、その他の地方と、産業開発を行ってゆくにはＩＥＡＴが積極的なプロモートサービスによって、吸び水となってゆかなければならない。

（２） 組織の再編

幸いにラムチャバンは、その立地条件からいっても今後タイの工業立地の中核として成長が期待できる。ここで、ＩＥＡＴが如何に、製造業企業に密着したサービスをするかによって、今後産業育成の役割を荷えるかどうかが判明するものと思われる。

組織再編の方向は

① 工業の高度化、高付加価値化を推進する

② 入居企業へのサービスを目的関数としてＩＥＡＴの組織を再編すること

である(図５－６)。

第１の方向が実現するには、ＩＥＡＴ自身に国の産業構造及び産業の地域分散を分析研究し、優先業種の立地促進のためのマスタープランづくり、ＩＥＡＴ自身の提供するサービス・インセンティブについての研究を行うための部署を設立する必要がある。

それには

Policy & Coordination Section

を設立する必要がある。

第２の入居企業へのサービスの改善の目的は一国の経済全体への貢献、ＩＥＡＴの運営の改善という両面を持っている。

現在のＩＥＡＴの工業団地経営は、造成自体にあまりにも、重点がおかれており、団地完成後は、入居は企業しだい、入居企業の運営については、その自主性にまかせて、団地全体の物理的管理に専念するというのが現状である。

今後のタイ経済の発展に寄与するという観点からすると、造成よりも、タイにとって望まれる業種・企業を速やかに導入し、その運営、地域社会との適合が円滑に行えるようなサービスを提供するということに活動の中心を移行してゆく必要がある。

他方 団地の入居を短期間に終えることができれば、団地プロジェクト自体の収支改善

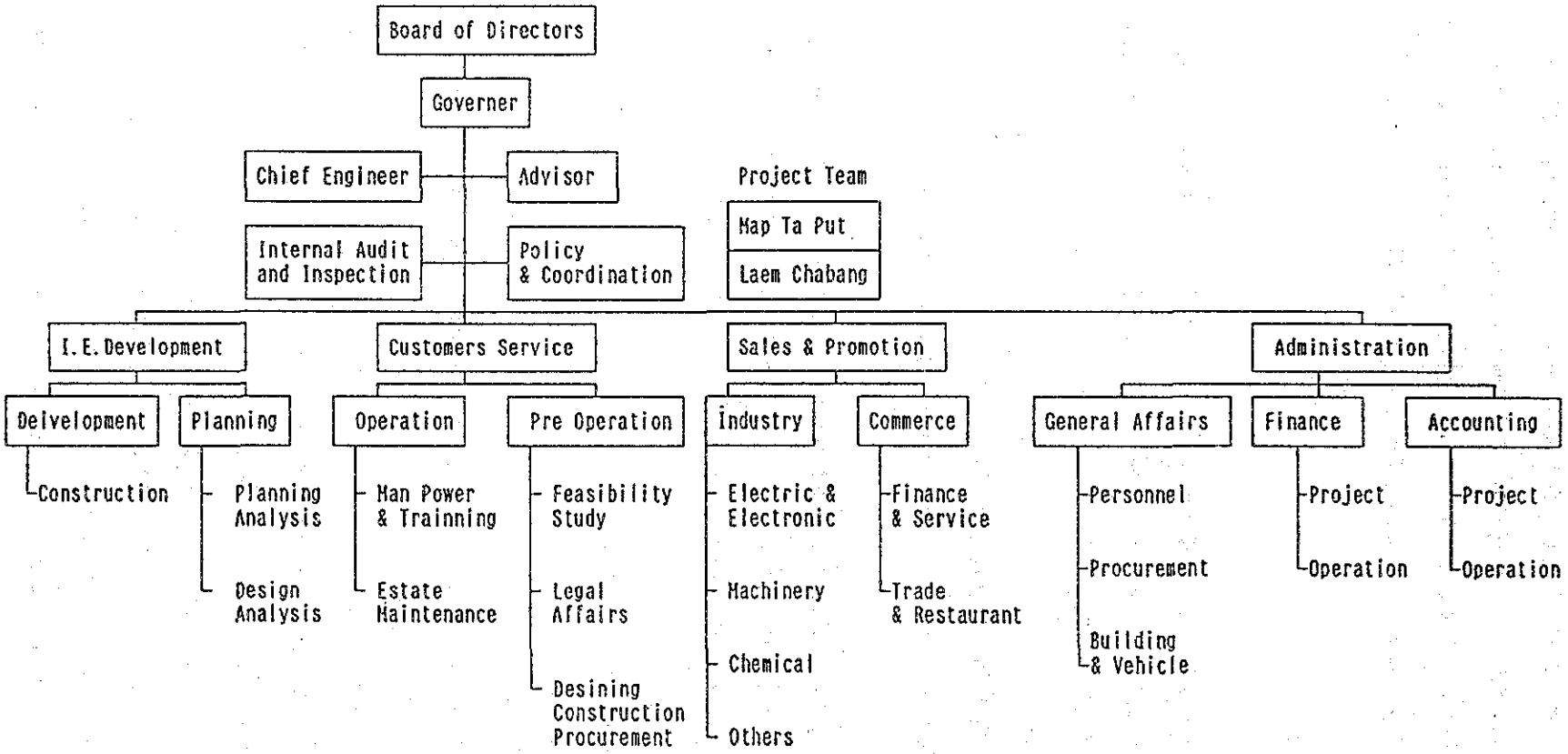

図５－６　ＩＥＡＴの組織の提案

に大きく寄与することができる。

具体的には

Customer Service Section

の設立と

Sales & Promtion Section の充実強化を中心とする再編を行う。

1） Policy & Cordination Section の役割

タイ王国における工業化を一国全体として専門に研究する機関はなく、国全体の均衡ある成長、自然及び人的資源の有効活用を促進するには、国全体の工業化とその地域分布をモニタリングする機関が必要である。そうしたデータに基づき、国土の有効利用の観点から工業団地開発のマスタープランを作成・改善してゆく機能が必要とされている。また、産業の発展度、周辺国との競争等を考慮し、優先業種及びその工業立地面からの育成を図ることも必要である。こうした産業の分析研究には、最新の産業情報が必要であるが、これを研究として独立に行うことはタイ王国の現状からいって、効率、実現性からいって問題がある。この機能は、次に述べるSales Promotion の Section 内に設け、営業の立場からクライエントと常時緊密な接触を保つなかで、充実させてゆくものとする。

従って、この Section は地域の工業立地のモニタリングと他のセクションとの調整から政策を導き出してゆくだけで 陣容は比較的少なめでよい。このセクションの機能と活動は図５－７に示してある。

2） Customer Service Section の設立

Customer Service Section の主たる任務は、入居決定企業のライセンス登記から工場設立、人材確保 育成まで工場の運営が、円滑に行えるようになるまでに必要な手助けを行うことである。図５－６に示してあるように

- ●フィージビリティスタディ
- ●法律
- ●工場設計・建設
- ●貿易・機器調達
- ●人材確保・育成
- ●その他経営全般

Function & Activities of Policy Coordination Section

	Function	Activities
Policy Coordination	Policy making & Monitoring of industrial location & Sector Development	-Data Collection of industrial Location -Master Plan Making & updating -Coordination with Other related Authorities -Coordination within IEAT on total activities -Target Industry Development Study & Policy making

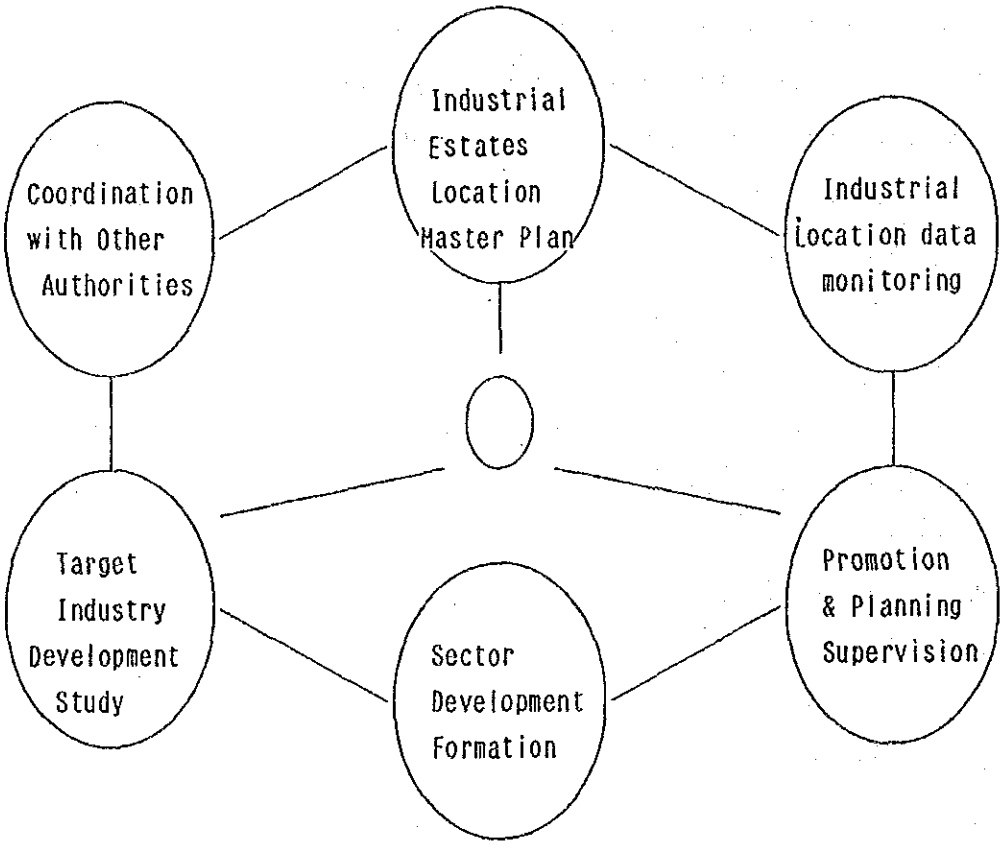

図 5 − 7 Policy & Coordination Section の機能と活動

という各分野を専門とするコーディネーターを配置し、入居企業にサービスを行ってゆく。こうしたサービスの向上により、入居企業とくに外国企業は、工場設立までに必要な事前調査→設計→建設→機器調達→人材確保→人材育成といった各々のプロセスを単に短時間で完了できるようになるのみでなく、不必要な失敗を避けることにより、事業を成功に導くことができるようになる。

他方こうした密着したサービスは、ＩＥＡＴ自身にも、工場経営 産業育成に必要な具体的な知識と経験をもたらしてくれるというメリットをもっている。

3） Sales Promotion Section の充実強化

ＩＥＡＴのSales Promotion の現状の機能は、単純に言えば、商店に１人店番をおいているのに等しい。効果的なプロモーション、迅速なセールスのためのマーケッティング、販売チャネルの確保など長期的視野に立った投資は何らされていない。工場に投資と運営のための２つの異なるコストが必要なように、マーケッティングにも投資と運営費用が必要である(図５－８)。こうした改善のためには、人員だけでなく、組織機能の拡大充実が肝腎である。

まず第１に必要なことは、誘致すべき、または誘致しうる

<u>産業の調査研究</u>

である。一口に製造業といっても、製品数の多様さ、部品、中間財、最終製品といった製品間のつながりの複雑さは、一朝一夕に把握できるものではない。まして、どの企業がどの製品をつくり、今後どのような投資計画を有しているかを探るような企業の死活を制する問題になるにつれて、情報へのアクセスは難度を増してくる。しかし、プロモーションを行うということは、最終的に投資情報を把え、積極的にタイ王国へ 更にはラムチャバンへと導くことが究極の姿なのである。こうした活動を実現のものとするには、セクターを分割し、調査・分析に基づいた内外でのプロモーションを行うことのできる体制にすることである(図５－９)。

もう一点 入居企業の従業員のためのアメニティを高めるのに重要なポイントは商業ビジネス地区への誘致活動を工業誘致とは別のセクションに行わせることである。商業サービス機能は自然に発生するという見方もあるが、積極的にアメニティを高める初期の入居企業の不便を早期に解消するためには、商業・サービスのプロモーションも重要な意味をもっている。

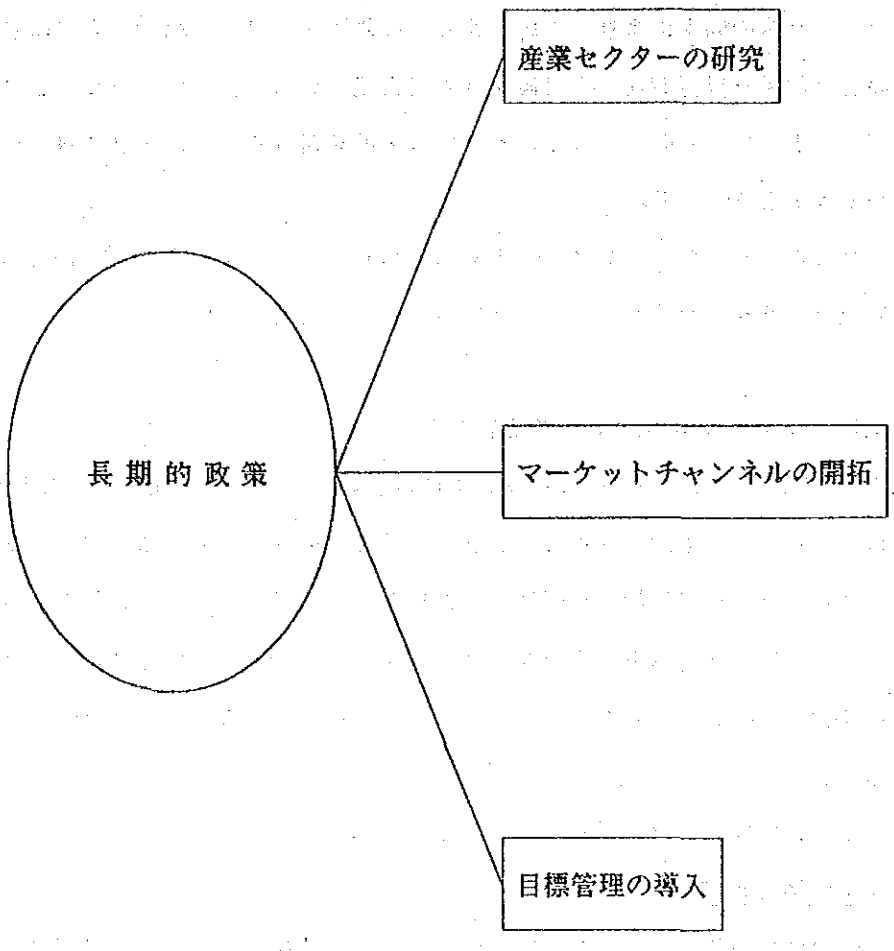

図5－8　長期的マーケティングへの投資

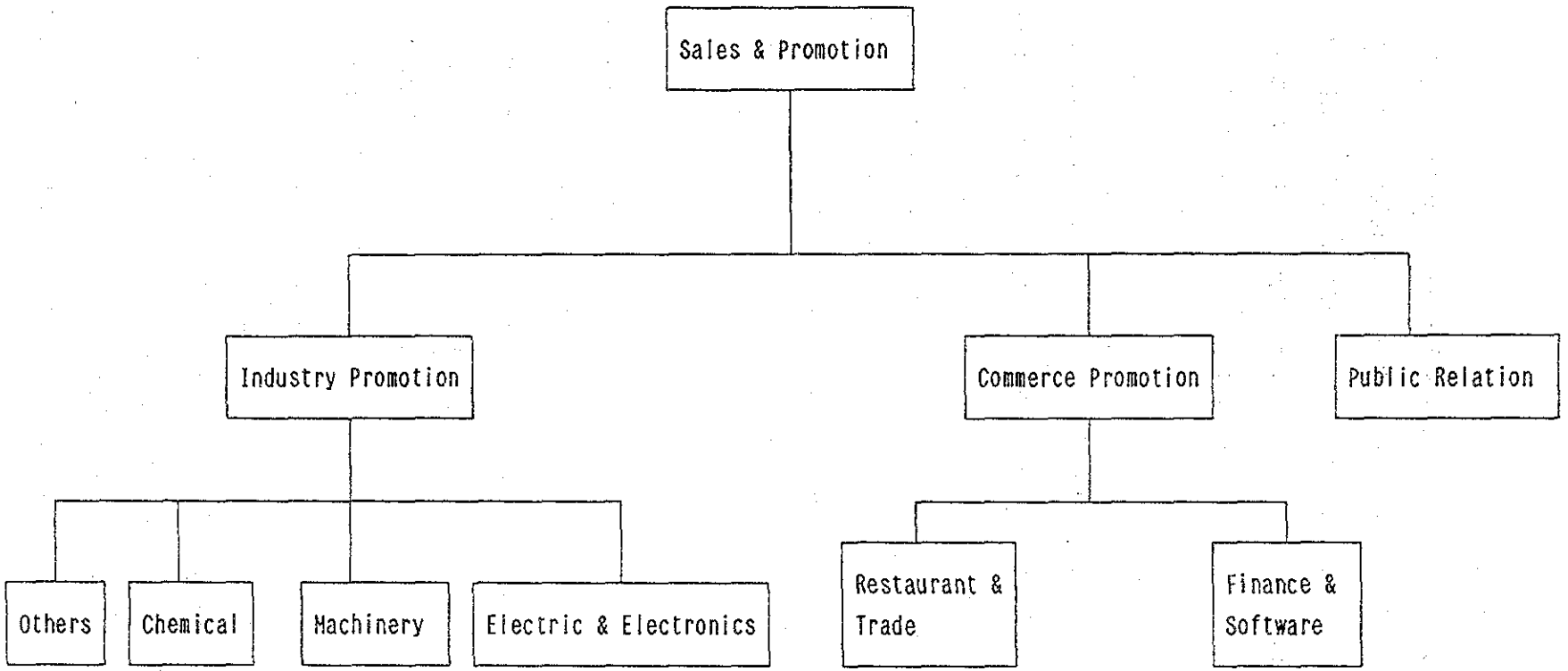

図５－９　Sales & Promotion の組織

第２に重要な点は

マーケティングチャネルの開拓

である。日本で、成功をしている海外への誘致活動の中でも、セクター毎あるいは特定のセクターを中心に担当官をおき、企業とのパイプづくりに長期的にとりくんでいるところは、比較的成功を収めている。投資プロモーションの場合も、基本は、人間の個人的信頼関係をベースに、最終意思決定まで運ぶという面があるために、特定の人間を長期的にはりつけた方がより効果が高いという面がある。もう一点、企業誘致を成功に導くのに重要な要素は

目標管理を行う

ことである。アイルランドへの投資誘致を行っているアイルランド開発庁の場合、世界中に２０の投資促進事務所を有しているが、各事務所毎に毎年の達成目標（雇用創出ベース）が課せられており、そのノルマ達成に向けて各担当官が懸命の努力を重ねている。目標管理を有効に行うには、目標達成に対するインセンティブを給付することである。この手段自体は公的機関にはなじまないかもしれないが、インセンティブ制度の存在だけで各担当官の自発的創意工夫を引き出すことが期待できるのは間違いない。

（３）　プロモーションの主体

目標管理とその手段としてのインセンティブの給付という方法が、ＩＥＡＴという組織にそぐわない場合の方法として、プロモーションの民間への委託がある。この場合プロモーションの仕事は一つの契約として、民間のコンサルタントあるいはＰＲ会社に受託されるため、そのプロモーションにどのような手段（インセンティブ）を用いていも、ＩＥＡＴの活動とは切り離して考えることができる。そうすることによって、効果のあがらない場合には、他の機関への切り換えも可能になり、ＩＥＡＴ自体の人員増大に継らないというメリットもある。しかし一方プロモーションの過程で、収集される産業・企業情報をＩＥＡＴに集めてこれないというデメリットも存在する。

海外の企業を誘致する場合、海外に事務所を設け、担当官を配置するとなると、その費用は膨大なものとなり、ひとつの工業団地の投資としては経済的に見合わない。そこで、一つの解決策としては、その国の民間企業と契約してエージェントとして設置する方法がある。この方法は、オーバーヘッドが低くてすむ。その国の経済社会、望むべくは企業と

のパイプを有するエージェントが確保できれば、誘致のための調査・研究が少なく、短期間で誘致活動が立ち上がるといったメリットがある。問題は、ＩＥＡＴが Customers Service といった他のサービスを提供する場合、そうした機能との連絡調整に技術と互いの信頼関係の確立が必要となるという点である。